

平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成25年9月13日（金曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民税務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道課長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所長兼 町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院 事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐	三浦 浩 君
総務課上席主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員会部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書 記 長 三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長 高 橋 一 清 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 阿 部 敏 克

主幹兼総務係長 三 浦 勝 美  
兼議事調査係長

---

議事日程 第1号

平成25年9月13日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第78号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）
- 第 3 議案第79号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第80号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第81号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第82号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第83号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第84号 平成25年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第85号 工事請負契約の締結について
- 第10 報告第 4号 平成24年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について
- 第11 報告第 5号 平成24年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について
- 第12 認定第 1号 平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 2号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 3号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 4号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第16 認定第 5号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第17 認定第 6号 平成24年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第18 認定第 7号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第 8号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第 9号 平成24年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

日程第21 認定第10号 平成24年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

日程第22 認定第11号 平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会4日目でございます。本日も慎重なご審議をお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、4番阿部 建君、5番山内昇一君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 議案第78号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き議案第78号平成25年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

担当課長の細部説明が終わり、質疑の途中ですので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出で一括で行います。なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 1点お伺いをいたします。おはようございます。

30ページの被災ミュージアム再興という部分の文化財保護費であります。この件につきまして、先般いろいろこの文化財、東北大学の先生方等が入ってそれほどの被害もなく収蔵されたということではありますが、そのものを被災ミュージアムの説明によりますと、中学校の昔の資料館になっていますかね。あそこを改修して置くというふうな話でありますけれども、あそこしかないのかどうかですね。あそこは今廃屋同然で、人も行ったり来たりもしないようなところですね。人の入る分、どのような細工をしてあそこに置かれる予定なのか。当然そういうこと、あそこというふうになりますとこれから永久的に置くのかなという問題になりますが、そうしますと魚竜館の復興ということは一体どういうことになるのかなと。全く先が見えていないわけでありまして。

少なくとも、現存の場所には再興はないのかなというふうには考えております。完全に撤去もなされたわけでありましてけれども、そこらも含めて、あるいは町の観光資源でもあり、貴重な文化財でもあります。それらの物を残すことは、やはりそれなりの施設がなければならぬのかなと。観光客の方々の方が今来て、世界最古の魚竜の化石でありますから、そうしたものを見るにも、やはりそれなりの施設でそれなりの展示をするべきではなかろうかなと思うんですが。復旧事業は27年度までですね、予算。そうした中に、位置づけがどのようになされているのか、私らには全く見えません、魚竜館の今後の復旧、復興ですか、復旧ですね。そうしたことも含めて、お伺いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） この被災ミュージアム再興事業の関係でございますけれども、この事業は議員さん今お話しのとおり中学校のところの民俗資料館、かなり老朽化してございますが、あの中に民俗関係の資料も含めて展示しているわけですが、とりあえずと申しますか、何年もつかはわかりませんが、応急修理ですね。玄関のところを含めて2階のある側、向かって右側のほうを少し整備して、主に応急処置で雨漏りとか床の束がずれていると申しますか、その辺の床の整備とか、あるいは見えないような形で大型の展示ケースとか、その展示ケースとかあるいはひな壇とか腰かけて見られるような什器とか備品は、新たに魚竜館が再興になれば、そちらでも使えるような備品ということで600万円ほどですね、それらを見込んでおります。

それから、今後この被災ミュージアム再興事業につきましては、次年度26年度で現在伊里前漁港にある、展示保存している魚竜館と申しますか、管の浜の魚竜化石を展示している魚竜館は今そのままになっているわけですが、あれを26年度でこの事業を使って10割補助なので、整備して、結構いろいろなところから問い合わせとかいろいろな学生もしょっちゅう調査研究に来ていますので、見られるような状態にしたいということで整備する予定でございます。27年度につきましては、それら今コミュニティ図書館とかあるいは平成の森のアリーナの手前の通路なんかにも魚竜化石展示していますので、それらを一括まとめて見られるような魚竜館まではいかなくても、仮設のそういう収蔵庫、あるいはちょっとワークショップもできるようなそのようなミュージアム博物館を、場所はこれから検討しながら決めていきたいと思うんですが、それらも整備しながら最終的には魚竜館をどこに場所を決めて復興するか、まだ復興計画の中でも位置づけになっていませんので、これからのまちづくりの復興の状況を見ながら検討できればというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 一応2階に応急で置くということとの説明でありますけれども、その先が全く見えない中でどのような保管をするのかなということですか。かつての魚竜館はですね、確かにあそこに建物なりは残っておりますね、津波に流されず。ただ、それに付随した大きい建物が流されてしまって、その中でかつて観光客あるいは地域の方々に料理等を提供してかなり好評を得て、その再建を待ち望んでいる家族もあるわけです。いまだにそれを絶対やりたいと、しかも早く再建してくれ、復旧してくれという待ち望んでいる家族もあるわけなんです。

そうした中に、先般伊里前地区のまちづくり検討会が開催されましたけれども、そういった公共施設の配置が今大きな問題になっております。その中でも、魚竜館というものの位置づけは全くなされていません。どこにどのように復旧するつもりなのか、復興計画の中にも見当たらない。そのことは、一体どういうことになっているのか。その位置づけですね、必ず復旧するのかどうか、そのことからまず町長に伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回は、東北大さんのほうにこれまでお預かりをいただいておりますけれども、いつまでもお預かりというのも大変申しわけないということもございましたし、東北大さんのほうでもいつまでも預かっているわけにはいかないということで、うちのほうで「じゃあ、お預かりしましょう」と、お返しをいただいたということになります。その中で、どこに展示しようかということなんですが、基本的にはご承知のようにちょっとなかなか場所がないということで、歌津中学校のあの場所ということで、これはまさしく仮復旧的な形になろうかというふうに思います。

ただいずれにしても、今議員からもお話しありましたように、歌津魚竜についてはもうこれは南三陸町の歴史として欠かせないものだと私たちも認識をいたしておりますので、歌津魚竜館というのをどういう形の中で復旧するかということとはともかくといたしまして、まず間違いなくこれは復旧せざるを得ないだろうというふうに私は思っております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 今町長語るとおり、南三陸町の貴重な宝なんです、あれはね。そのことによって、その魚竜化石を見さ来ても、館崎のあの魚竜の現場まで現状を見に行くこともできない、沈下してしまって。工事とともに民教委員会でも現場を見に行っただんですが、現場まで行けなかったという経過があります。そうした中で、現在「見に行っても、それなり



の趣旨で見られるんですか」「どこにあるんですか」という問い合わせもあるわけであり  
ます。

先般、伊里前地区のまちづくりの中でそうしたことも説明があるのかなど、あるいはという  
期待感を持ったんでありますが、いかんせん町長は来られなかったんですね、見えられなか  
った。そして、副町長の挨拶もございましたけれども、そうした歌津地区の公共施設の配置  
というもの、全く何をつくるんだか、何をやんねえんだか、そこらもわからない中で土地も  
ない、予算もないというようなことで、全く話が前に進まないんですね。そうしたことは地  
域の皆さんに丸投げして、「地域の皆さんで話し合っ、その場所を決めてください」と言  
われても、やはりそれなりの説明、腹案みたいなものがあって、そして「当局の案は、こ  
ういうふうにも考えているんです」というのもあればですね。何のたたき台もなくして提  
示されても、なかなか次から次から「そんで、この施設はどうなるのさ」「この施設はどう  
なんですか」というような問題ばかり出てきて、1カ所に。

そのことによって伊里前のまちづくりも、なかなかそういうのが配置が決まらないから、い  
まだに決まらない状況であります。何メートル上げるもんだか、土盛りを何メートルにする  
もんだか、いまだ決まらない。「鉄道はどうなるんですか」とって、それもわからない。「町  
長は鉄道に行ったんですか」とって聞けば、その返事もさっぱりわからない。わからないだら  
けです、正直申し上げまして。そのことからして、さっぱり「行政が何してんだべな」とい  
うふうなことで、またそこにつながっていくということでもあります、現状は。

だから、各施設復旧するということを確実に明言をして、「どこそれにどのようにつくりま  
す」ということをなぜ示されないのかということでもあります。それがなぜ、ずるずるこうお  
くれていくのか。震災から2年半もたって、魚竜館の復旧・復興はいまだにめどがないんで  
すよ、どこさ行くんですか。つくるんですか、つくらないんですか。それを待っている家族  
もあるんです、生活したい者も。地域でも、そういうものを望んでおる。東北大学から返さ  
れても、それを収めるところもないような、それが現状ですね。そうしたことをやっぱり心  
してですね、早くまちづくりの全体像の中に位置づけて、組み入れて、やるべきではなかろ  
うか。

保育所の問題はやっと片づいたようでもありますけれどもね、そういう問題もあるということ  
です。840万円で、また無駄なことするのかなというふうな気がします。あの資料館こそ、改  
修をしなければならない、建て直ししなければならない施設だと思います、雨漏りして、基礎は  
腐って。よくもっているなど、震災で壊れなかったなというふうな気がする建物であります。

それをまた仮補修して、またそこに収めるというんですからね、何をか言わんやであります。そういった今状況にあります。町長もう1回、いつやるんですか、どこにやるんですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今ご指摘のように、現状ではまだどこに具体的に置くということは決まっていないというのは、まさにご指摘のとおりです。ただ先ほど申しましたように、こういった施設等については当該地域、我々の地域含めて大変重要だというのは我々も前からそのようなお話をさせていただいておりますので、そういった施設の復旧ということについてはしっかりと対応して、残念ながら今場所がなかなか明確にこの場所ということを決められないという、そういうジレンマを抱えておりますが、いずれしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 歳出34ページ、17節災害公営住宅整備事業用地購入費の関係であります。

今回1,710万円という予算を計上されているわけですが、地権者の方、これも個人情報さかかわるなんていうものだから申し上げませんが、地権者の方のほうでは全然承諾も、どこの場所につくるもくい打つものにも携わらせてもらっていないと、そういうようなことを言って「議会でこれを何とかしてくれ」と、こういうふうに話されたもので、私は今質問するんですけれども。

まず最初に監査委員の方から、代表さんおりますからね。仮にこれが事実だとすれば、とんでもない話ではないかと。まだ地権者との合意もされていない中で、予算が計上されていると。そしてしかも、それは土地購入もできない中で、今度はそれを建物まで、大和ハウスとかという会社に新聞で騒がれたのを見て、「ああ、よかったな。災害公営住宅、1日でも早くできるんだな」というふうにして安心をしていたわけですが、そのようなことが話が出てきております。それは、事実だかどうかわかりませんが、もし事実だとすれば、監査委員はこのようなことが果たして適正な予算の進め方なのか、予算計上なのか、聞いて驚くようなやり方です。どのような、果たしてこういう公共用地、あるいは今回のいろいろな土地の買い取りも取得もあるんですよ。その中で、普通個人であっても仮契約をして、それから本契約して、登記をして、登記が済んだ後に全額を支払いするとか、そのような形が普通じゃないかなと、こう思うわけですが、それでもね。

町ではどのようなやり方、勝手に人のものを買ったことにして予算さね、入られるものかどうかですね。その辺が、もしそれが事実だとしたら、これは法に反しないのかと。そんなこ

とが一体できるものか、常識で考えたってそうじゃないかなと思いますけどね。まさかそんなことはないと思いますがね。その地主さんの言っていることが事実だとするならば、これはとんでもないことになるのかなということをお心配して、お伺いをしているわけです。

そんなことで、まずもってそういう公共施設の運び方、建設までの運び方を一体どのように町ではしているのか。何度も言いますが、地権者の了承、合意なくして予算が取られ、しかもまだ議決もしないうちからそこさ建物契約と、それは仮契約でしょう、恐らくね。議決してから成り立つわけですからね、金額制限がありますから。しかし、仮契約でもやはり契約は契約ですから、仮契約されて議決が可決されないといったことは今までにも例もないしね。私も長年議員生活しているんですけども、聞いたことない話で、事実でないと思いますがね。また、事実だと思っているのもありますからね。ひとつ監査委員さん、まずもってこういうのはどのようなことなのかですね。

○議長（後藤清喜君） 代表監査委員。

○代表監査委員（首藤勝助君） 予算の提案時点でございますので、監査委員としてお答えできる立場にございません。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 柘沢の災害公営住宅整備事業につきましては、これまでも議会に予算等お示しして、当初で山林部分、地目が山林であるということで山林で320万円ほど予算計上した経緯がございます。当該地権者につきましてはこの柘沢住宅の整備手法、工程、工期、あるいはそういったものを短縮するために、民間事業者からの提案を募って設計・施工一体で施工する旨をお話しを申し上げまして、それにより提案に出てくる面積に基づいて改めて用地の売買契約を取り交わす旨を、こちらから事前にご説明をさせていただいております。

地権者からの承諾という部分につきましては、これまでももう20回近く現場でも立ち会って、行ってきておりますが、「協力をする」というお話をいただいております。なかなか、その中でもいろいろな宿題を出されておまして、その部分で現在とすればまだなお調整中であるという状況であります。ただ、予算を計上しませんと一定の整備予算確保されないということで、プロポーザルにより災害公営住宅を整備する事業者については候補者として選定はしておりますが、まだそちらのほうは契約には至っていないという状況でございます。

なお、その土地の所有者につきましては、1個人・1法人の2名でございます。2名の方からは、プロポーザルを実施するに当たり、町のほうからやり方も含めてご説明をして、書面

にてこの当該地に災害公営住宅整備を行うということを「承諾書」という形で書面で提出されて、実際のプロポーザルの選定作業に移っていったという経緯がございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） そういう進め方は、当然ですがね、そのようにいっていただければいいんですよ、そのように進んでいけば。しかしね、そうじゃないんですね。どっちの話が本当なのかね。どっちも疑いたくなるような、そういう内容でね。要は1日も早く事業を進めるべく、災害公営住宅ですのでね、そういうトラブルのないように。ひとつ、少なくともこんな質問が議場で出ないような、そういうような予算の計上をしていただきたいと思いますよ。恐らく、気が変わる場合もありますからね。昔から「当てとふんどしは寝ていても外れる」って、一晩寝ているうちに変わる場合もあるんですからね。やはり契約書、それは取ってあるんですね。仮契約する、売買しますよという面積の、いいですか「ここからここまで何ぼ坪、何千万円で」「1,700万円で何ぼ坪」、そのくいを打ったのに地権者の方は立ち会っているということですね。立ち会っていて、そして契約書も取り交わしているということですね、売り買いをするんだというね、それ間違いありませんか。

そうですね、そういうこと全然やっていないというんですから、そんなことが一体あり得るのかって言っているんですから、相手の方は。みんなそんなことして、その方ばかりでなくてその方以外の方も、そんな買い方を町ではするはずがないんでないかなと思っているわけですからね。もしその契約書があればコピーなりして、公金を使うんですからね、町民のお金を使うんですから、公金というのはね。公金は、職員さ来ているんでも誰さ来ているんでもない町民に来ているんですから、そういう公金を使うのにそういうものがやっぱりはっきりしていないとうまくないと、そういうふうに思います。

もう一度お伺いをしますが、契約書、立ち会いにも立ち会っていただいているのか。それを本人が了承して合意をして、その中で間違いなく「この分についてはこの単価で」、あと附帯の工事とか、あるいはいろいろなここに災害公営住宅を建てるためにこれ以上の経費が伴わないのかどうか、その辺を含めてそれらの話し合いもしているのか。地権者の方は、そうじゃないようなことを言っているんですよ。そんな簡単なものじゃないと。全然無視をされているんだと。「何だ」と言っておられました。これ以上語りますか、まだまだありますけれどもね。あと、前の偉い人たちが来るからどうかというのもね、語ることでありませんかね。そのようになっていけばいいんですよ、間違いなく契約書が取り交わされて、そして地権者の方が合意をしているんだと。それから、今後においてもいろいろなトラブルがないん

だと。例えば金銭的に増額されるとか、あるいはこのことによっていろいろなものが生じてこないのかどうかですね、その辺をもう1回確認をして、私の言っている点が全部クリアされているとするならば、それは問題ないんじゃないかなと思います。契約書の件、それから今申し上げた内容について、もう1度説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 土地の売買契約を締結する部分につきましては、具体の設計状況が確定した中で売買契約を締結いたします。今回の場合、民間事業者からの提案に基づいて面積を確定して契約をしましょうという段階で、現在その状況の真っただ中であるということでございます。先ほど書面でもいただいているというお話をさせていただきましたが、売買契約書というものではなくて、そこで災害公営住宅の整備事業について工事を行うことについてのご承諾をいただいていると。それを受けて、町といたしましても業者の選定行為に入ってしまったということでございます。

それと、今回の補正につきましては、当該所有者の方から、当初予算では地目が山林でしたので山林という扱いで計上しておりましたが、現況を見ますと宅地的土地利用をしている部分もございまして、その部分についてそういった評価のもとで予算計上させていただいたというものでございます。まだ調整しなければならない事項はありますが、非常に被災住民からも期待の高い災害公営住宅であるという認識もいたしておりますので、引き続き誠意を見せつつ粘り強く交渉に当たっていきたいというふうに考えています。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） まだそれでは確定はされていないんだと、買う面積。面積は決まっても、場所が。それは、地権者と話し合いをして今後決定をするんだと、そういうことよろしいんですか。また話が違った場合には、聞くんですから、電話で。それははっきりしてもらわないと困るもんですからね。はっきりとその辺をあれしていただきたいと。

今言ったように、相手が了承していると、確定がまだされていないというようなことで、確定しない場所、そういうのを大和ハウスと契約なんかできるんでしょうかね。まあね、相手は「大和は一步も入れない」って言うんですから、土地に。まだ売るも、そういうような話し合いが決まっていない中ですので、そんなトラブルのできるようなそういうことではうまくないと思いますので、何とか今言ったように進むことを期待をして、以上私の質問を終わります。後で後日、さらにこの点については質問する場合があります。まずもって、今回はこれで終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 22ページの19節住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金と、24ページの昨日も4番議員が伺っておいりました林業振興費の中の19節バイオマスエネルギー利活用推進協議会の交付金、それから先ほども同僚議員が伺っておいりました文化財保護費の中にあります15節の被災ミュージアム再興事業収蔵室修繕・展示等製作工事ということで、この3点をお伺いしたいと思います。

まず、1点目の太陽光の補助金事業ですが、以前課長から質問してお答えをいただいた申請をしなかったというんですかね、申請をしなかった方々。太陽光、このソーラー等の対象者の件について質問しましたけれども、記憶にありますね。申請漏れですね、この点今回どのように、以前聞いたこの点についてどのような対処をされているのか、この点。

それから、バイオマスエネルギーについて。昨日も企画課長のほうから、このペレット等の補助ですね、50戸分ですか、この説明をいただきましたが、このペレットに当たってモニターとして使われている方々の結果といいますか、これをお伺いしたいと思います。

それから、民俗資料館の修繕ということで、先ほど町長がこの魚竜館に当たっての復旧について、またその方向づけというか明確には答えられないということでありましたが、公共施設の、先ほども伺っておいりました点と重複しますが、総合支所の位置とそしてまた魚竜館等の先々の建設に当たって、私も出席をしましたが「すばらしい歌津をつくる協議会」という中に依頼をして、3回ですか、私はいろいろ事情があつて2回しか出れませんでした。またこのような協議会を通していろいろと検討していかれるのかどうか。この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、太陽光発電システム補助事業でございますけれども、この制度昨年の10月からスタートしたということで、前にその制度のちょうど切りかえの時期にそういった太陽光発電システムを希望する方の扱いについて、いろいろご説明した記憶がございます。

それで、実際昨年の10月時点で既に着工されている、そういったケースにつきましては残念ながら今回の制度の対象からは外れてしまうと、そういう原則がございます。実際昨年度太陽光発電システムを設置された方々で、ご相談に見えた方数件ございますけれども、個別にその実態・状況を確認をさせていただきまして、どうしても例えば8月とか9月にもう既に工事着工してしまつて、これから申請してはとても間に合わないという明らかなケースにつ

きましては、この制度の趣旨をご説明申し上げましてご理解をいただいているケースもございます。また、そういった事前にご相談がありまして、その中で着工の時期とかをある程度後ろにずらしたり、そういった形でその制度を何とか使えるようなケースにつきましては、そのような相談も受けております。

結果的には、そういった個別のご相談を受けましてそれぞれ説明をした中で、今現在でそういった申請に係るトラブル、納得をいただけなかったとかそういったケースは今のところございません。全ての方々にご理解、ご納得をいただいた上で、申請できなかった方、あるいは時期をずらす等でぎりぎり申請ができた方とか、そういったケースがございます。個別には、ちょっと今手元に何件というのがありませんけれども、私記憶している限りでは数件そういったケースがございました。

○議長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 後段の2点について、私のほうからお答えをさせていただきます。

1つ目のペレットに関する部分ですけれども、昨年実証試験を行いまして、昨日ですか5番議員さんのほうからも個人的には好評だったというようなことで。報告書の中を見ますと、個人でお使いになられた方については、やはり同じようによかったと。それから、たまたま灯油の価格動向が高かったのかどうか、それと比べてもペレットは余りコストがかからなかったというようなお答えをいただいております。

それから、一部の農家の方もおおむね良好だったんですけれども、やはり灯油系・電気系と比べまして木を燃やすものですから、温めるとか冷やすとかという動特性に劣るというような、まあレスポンスの内容だとは思いますが、そのようなお話を聞いたことがございます。

それから、2点目の支所を含めた歌津地区の公共施設のあり方ということでございますけれども、先ほど及川議員のほうからも、文化財施設全般を含めて歌津地区の公共施設のあり方というようなご質問を頂戴したところでございますが、基本的に町長がお答えをした内容なんですけれども、特に支所につきましては今年度に入りまして4回開きました。うち3回につきましては、検討委員の数を広げて三十数名だったと思いますけれども、その中に歌津地区の議員さん方も毎回ご出席をいただき、多方面からご意見をいただいたところであります。

当時、ご相談に乗っていただきたいと、どういう場所がいいのかも含めて乗っていただきたいというようなことで、8月の最終日にこれをもって一旦検討会を閉めて、町のほうに持ち帰って具体の場所、それから規模、そういったものを改めてご提示をさせていただきますと。

そのときに申し上げませんでしたけれども、当然歌津の支所ならず公民館とかそれから保健センター機能、それから魚竜館を含めた文化財施設も含めて、一体的に余り遠くに散らばらないような形で整備をするのが望ましいんだろうなというような思いはしておりました。現在は、まだ海岸や道路、河川等々のインフラの整備につきましてもはっきり形にならないわけですので、まずそういった魚竜館などの整備につきましては見学する方々の安全を第一にしなければならないというようなこともありますので、そういった支所とそういう文化財施設との導線なども含めて、総合的に時間をかけてしっかり検討していきたいというようなことでございます。

時期としましては、来年の春くらいにはこちらのほうから歌津地区の公共施設の整備のあり方という部分を、まとめてご提案をさせていただきたいと。そのときには、再度検討委員会を開くというようなことは現段階では考えておりません。もう今年度三、四回の会議で十分なほどご意見をいただきましたので、私たちはそれで十分かなと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 太陽光システムのお答えをいただきましたが、早期に自立再建をするということで、結果的には申請の対象外になってしまったと、そういうお話をしましたね。できるなら、罹災されて震災に遭われてこうして自立的に再建をしている方、今もおりますけれども、その意を十分にくめないものかなという思いがあったものでして、前回。そしてまた、今回も改めて確認を兼ねてお伺いしたわけなんです。できるなら、幾ばくかの額でもその方々に、申請漏れの方々にも受け入れのところがあってもいいのではないかなという思いが、今もあります。

それから、木質バイオの件ですが、今企画課長からお答えをいただきましたが、補助のペレット今回またございますね。前回と同様に、今モニターのいろいろなお話を答えていただきましたが、前回同様のペレットを想定されておるのか。それから販売先は今、前回も聞いたと思うんですけれども、ちょっと確認なんですけど何件くらいの販売先になっておるのか。

それから民俗資料館、公共施設の件についても今課長からお答えをいただきました。実は、同僚議員も先ほどお伺いしていましたが、課長と最終ですか、3回目ですね、私も出席した際に最後に個人的な意見ということで、公共施設のあり方、進めていく上では「まさに丸投げではないか」と言ったのは私です。記憶にありますね、建設課長もおりました。その思いがあったればこそ、前者もそのようなお話をされたんでしょうけれども。

私が思うには、この貴重な重要な位置づけを進めていく上で、たたき台もなくまた受け取る



側も受け取る側だと、私はそのように疑問を持った1人でありまして、そういう点から魚竜館等の質問もありましたが、私も質問しましたが、公共施設のあり方についてまた協議会を通して進めていくのかということで、「そういうことはない」という課長のお話でしたが、その辺をもう一度お伺いしたいと、こういうふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ペレットの部分からお話しさせていただきますが、今回補正に載付けたのは最大で25万円ということでございますので、少し規模の大きいストーブになりますと高価になるということでございますので、最大25万円という内容でございます。それから、個人あるいは民間の事業所でお使いになるというような形態につきましては、前回と同様の内容になろうかと思えます。

それから、公共施設の部分でございますけれども、最後の検討委員会でも申し上げましたが、決して丸投げというようなことではなくて、場所を決めるということは非常に大切なことなんではないかなと思いました。震災によって、やはり高台移転によって住民のコミュニティーの場所も大きく様変わりしたわけですので、もちろん高台に支所をつくるという私が当初申し上げていた基本理念は変わりませんが、そういった住民のコミュニティー形成が大きく変わる中でどの場所が一番よいのかというようなことについて、やはり地域の方々からご意見を聞くのが一番いいのではないかという趣旨で、こういう形をさせていただきました。

今後につきましては、町のほうで組織のあり方とか規模とか、そこも含めてしっかりと検討し、以後につきましては行政のほうで主体的に進めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、こちらが提案した場所の内容によっては、もう一度地域の方々にご意見を聞くというようなことは当然あると思えます。

○議長（後藤清喜君） 6番。

○6番（山内孝樹君） ちょっと答えていないよね。前のペレットと機種は同じなのかと。あと、ペレットの販売先等も一応聞いたつもりなだけけれども。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 予算の所管が産業振興課ということで、私のほうで設計している計画でございますので、内容について補足させていただきたいと思えます。

当初総務課長から「10万円掛ける50台」というお話で、当初説明させていただいておったん

ですけれども、今企画課長から最大25万円まで補助金の枠を設定しているという考えでございます、正しくは。それは、ペレットストーブは昨年のモニターの中で、あったまるまで少々時間がかかることとか、それから着火するのに少々煩わしさを感じるなどの意見もございました。普及を図るために、自動着火のものも対象にしていきたいという考えにいたしまして、そうしますと単価が昨年ですと大体30万円くらいの単価だったものが、40万円台まで上がるわけです。普及を進める上では、そういった選択もできる制度にしたほうがいいだろうという考えから、2分の1助成の最大25万円を上限という形で制度設計をさせていただきました。また、一般住宅以外の事務所なんかでも、事業所などでも使っていただいたほうがより目的を達成する上ではいいのかなと思ひまして、今年度は一般事業所などでの活用にもその適用を広げたいというふうに考えております。

その販売店は、町内のストーブを扱うところのお店などで、一般的に修理なども取り扱ってもらえるように、昨年度モニター事業を請け負った業者さんが、町内回りながらそういった事業所の窓口を広げる努力を今しているところです。とりあえずは役場のほうにご相談をいただいて、そして機種なども選べるような情報提供をさせていただいて、そして取り次いでいくようなそういった流れになろうかと思っております。まだお店のほうも十分震災前のような態勢にないものですから、一定程度こちら役場の窓口のほうでも取り次ぎできるようにしたいなと思っているんですが、余りあっせんになってしまってもまずいので、その辺は調整しながらというふうに考えているところです。

ペレット自体の販売は、モニターで実施した農協、森林組合、あとはガソリンスタンドさん、こういったところをお願いして実施いたしておりますので、それを延長していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 太陽光については、お答えをいただけませんでしたね。これまでと同じかな。同じであれば、その辺をよくくんで取り進めていただきたいと。

それからバイオマスエネルギー、この500万円、協議会の交付金ということなんですが、一般質問においては初期投資が多額なためということで、その点ちょっと私も3回目まで聞き漏らしてしまったんで、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。それで1基につき40万円、きのうは10万円掛ける50戸分ということで説明を受けました。2分の1の補助ということで、40万円が半額になると。それで、払い下げの前に聞いたんですけれども、幾らくらいになっている、払い下げされるんだろうけれども。「いいことづくめ」、CO<sub>2</sub>、そこら辺の

削減とまたバイオマス等ということで、お隣の議員がきのう「いいことづくめ」だと。決して、私は「いいことづくめ」だとは思っていないんです。というのは、電気を使わなきゃいけないというデメリットがあると。そしてまた、以前一般質問で私、細かいところまで言わなかったんですが、まきとペレットの兼用ストーブがあるということをお話ししましたね。この1基が、価格として20万円そこそこなんです。これ、岩手でやっているとお話ししましたね。そういう点も含めて、この木質バイオマス等の中でこれから進めていってはどうなのかなという思いがあったものでして、またお伺いしたわけでありまして。

今回このバイオマスが注目されたのは、この震災によるものであります。ですから、これから有事の際に備えて、電気を使わなければ稼働できないというのでは全く無に等しいということで、全くまた「いいことづくめ」ではないという私の受けとめ方でありまして。

それから、企画課長から民俗資料から今度公共施設のあり方ということで、いろいろとお答えをいただきました。実は、この3回あった協議会の中で、私その他の委員会の中で1つ確認を兼ねて聞いたんですけれども、歌津地区の各地区の契約会長さん並びに区長さんも、この会の会員になっておりますね。私が指摘したのは、最も大切な位置をいろいろお話を聞いて地域の声ということで、もちろん大切なことなんです。しかしながら、ご案内をされていない地区もありましたね、ということでした。高地区であれば、まあ代表して上沢の方が行っておったと。それでは、貴重な意見にはならないんじゃないかということで指摘した点を記憶にあるかと思えます。そういうことを兼ねて、「全て丸投げではないか」という言葉を使ったのは、そういうことを含めて話したわけでありまして。これからこの地域の、歌津地区の声を十分に生かすならば、その点も十分配慮して懇談等の会を設けていかなければならないのではないかと、このように思いました。

以上私質問終わりますけれども、ペレットの件についてももう一度参事からお答えいただきたい。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 議員大変お詳しいので、ご説明する上でも難しい点もあるんですが、1つはおっしゃる電気を使うという部分で、今回の震災以降の災害に備えたペレットストーブという観点もありまして調べたんですけれども、中にはやはり種類が多様な中に電気を使わないものもやはりあるようです。ただ、実際日常的に利便のいいものをとると、やはり電気を使ったものが一般的のようでして、この電気を使わないものだけに限定というのはなかなかやっぱり難しいだろうなということから、電気使うもの、

使わないものにかかわらず、同様に2分の1という範囲の中で補助を考えていこうというふうに考えております。

それから2分の1の部分、つけ加えてご説明しておきたいことは、実は今年度宮城県のほうでも環境税の制度の中で10万円上限という補助金がありまして、その制度も活用できることになりましたので、その10万円を適用してさらに残った金額の2分の1で適用するというふうにご理解いただきたいと思います。

そして、その併用の部分についても、ペレットが使われるのであればということがあると思うんですが、一応町としてはペレットの普及を進めながら地域内での循環を図りたいということが大きな目的なものですから、それらは受け口となりますバイオマスエネルギー推進協議会のほうで、話題として検討していただくように進めたいと思います。まきとペレットの併用ストーブを適用するかどうかの部分につきましてですね、そういったことでよろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 歌津地区の公共施設の部分は、前年度から「すばらしい歌津をつくる協議会」のメンバーの方々にご相談を申し上げておったという経緯がございましたので、今年度も引き続き協議会のほうにご相談を申し上げ、協議会さんのほうでも「我々だけでも大変責任が重いから、まち協さんやあるいは議会議員さんなども広く含めて」とようなことで、数回を開催させていただきました。

当然、議員おっしゃるようにこの次の段階では、地域に広く支所だけではなくて文化財施設も含めた歌津地区全体の公共施設整備の計画についてお示しをしたい、そういうふうにあるべきだろうと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ございませんか。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 33ページ、復興費農林水産業費に関連して質問いたします。

1つは、今農地の整備をやっているんですけども、これはどうも県か国のほうが主体みたいなんですが、実際今やっているような方法を見ますと、ただ盛土を持ってきて前の土の上

に載っけてならしているわけなんですね。それで、あのようなやり方では大きいので湯飲み茶碗くらいある石がたくさんあるわけです、小さいのもありますけれども。そういうふうなやり方じゃなく、やはり過去に整備するときは表面の土をよけておいて、そしてそこへ盛土をして、またその上に前の黒い土を載つけるような方法で基盤整備したと思うんですが、今回もそういうふうな、今後のやるところをそのような方法でできないものか伺います、ひとつ。

次に漁港のほうですが、昨日のこのスケジュール表を見ましても、細浦の漁港が一番おくらしているんです、私は何遍も言いますけれども。それでですね、このスケジュール表を全部見ますと、ほとんどが今年中、あるいは遅くとも1月中旬ごろに終わるようなんですけれども、これを見ますと同じ進捗率が46%であっても、清水のほうの46%と細浦の46%は格段に違うんです。清水は間もなく使用可能かなというところまでいっております。細浦は、まだ本当の10%いっているかいないかなんですけれども、その違いを説明してください。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 農地の災害復旧事業についてのご質問でございます。ご案内のとおり、県営事業として今事業を進めていただいているところなんですけれども、確かに県のほうも時間のないところで一生懸命進めている中で、せっかくなつくつた農地が土が悪くてごろごろとした石が表面に出て、「これではトラクターが耕せないじゃないか」的な苦情が、幾つかやっぱり町のほうに入っております。その都度県のほうにお話ししながら、改良できるものは改良していただくようお願いしているところであります。ある程度は、どうしても新しい土を入れると従来のようないい土の条件とは比較できないといえますか、持ち主の方にまた努力いただかなければならない部分も幾分出てくるのは免れないような状況なんですけれども、できるだけ努力を県のほうにお願いしております。

議員おっしゃるとおり、表土を剥いで底土を入れてまた戻すという方法が、最もいいんだろうというふうに思うんですけれども、災害復旧事業費として定められた予算の中でぎりぎりのところでやっているらしいので、その土地土地の条件によってそれができるところとできないところが出てきているふうにも私も見ておりますので、できるだけご期待に応えられるように県のほうと調整進めてまいります。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 細浦の漁港の復旧工事の進捗ということでご質問でしたので、お答えをしたいと思います。

現在細浦漁港、ご存じのように清水漁港と一括して発注をして工事を進めているところでございます。この46%の数字でございますが、大変申しわけございませんが清水漁港と細浦漁港を合算をして全体での出来高が46ということでございます。それぞれの出来高は、議員おっしゃるように清水漁港と細浦漁港ではそれぞれ違いが出ております。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 農地のほうは、説明の段階で370万円という説明があったみたいなんです。今終わったところ、あるいは工事中のところの方々の話ですと、「370万円かかんないんじゃないかな」というあれが多いんですね。まあ交通の便もいいし、そういうところなんですけれどもね。それで、またなお県のほうにできるならば、そのように今後するところ、農家の方々の意向に沿うようにご連絡、ご指導お願いいたします。

この漁港のほうは、今言ってみても清水との同じ兼ね合いで46%と言いますけれども、要するに3月までにできるのかということです。最近も区長のほうから、あるいは漁民の方々から、とりあえず今防波堤なんか一つも手をつけておりません。それで、岸壁のところも本当yunboが1台でダンプが2台か1台で運ぶ程度なんです。これでは、とても2月のワカメまでには絶対間に合わない。それで、でき得れば荷揚げ場だけでも、テンポラリーでいいからつくってもらえないかなと。並行して防波堤とやったんでは、とてもじゃないですけども今年度中にも終わらないでしょうね、大体まだ本当の何%ですから。幾らよそから応援が来ると言っても、広さの問題でダンプが10台も20台もいてやれるわけでもありません。やはり、そういうところを考えて、そして本当に3月31日までできるのか。地区の方々にしてみますと、1日でも1カ月でも早く欲しいわけです。しかも、よそではもう使用可能な状態にいつているわけですから。

それで、私は今初めて言うんじゃないんです、この話も。既にこの表を見てもわかりますけれども、1年前からなんです。去年の10月ころ入札して、即あそこから初めて今年度中にはって言った話なんです。それで、1年もたっていますからね。漁民としては、本当にいたたまれない気持ちなんです。よそはどんどんはかどる、「我々のところは、ことしもワカメの最盛期には使えないのかな」というような感じですね。それで、何とか2月末あたりまでに物揚げ場だけでも集中してやってもらいたいというのが、地元の要望です。それは、いかなものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事がおくれていることは、大変地域の皆様初めいろいろな方にご

迷惑かけていることは、十分認識をしております。それで、業者のほうとも今打ち合わせをしております。いずれ大変地域の皆様、議員も含めてなかなか説明する機会がこれまで持てなかった部分もございますので、議会終了後に地域の特に漁業を営んでいる方を中心に今後のスケジュールをお示しをしたいなと思って、ご相談をさせていただきたいというふうに今計画をしているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 了解しました。皆さんが納得のいくような説明を、ひとつお願いします。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど4番議員の質問ありました、柘沢の災害公営住宅の建設に伴う質問でありましたけれども、課長とのやりとりを聞いていますと、要するに公営住宅を予定している地権者とまだ契約も取り交わしていないのにもかかわらず、そこに建設する業者を決めたといいますか、その業者とまだ契約は結んでいないと。しかしながら、この土地の契約が済み次第この建設業者と契約を結ぶという運びであるというような、やりとりの中で解釈をしたわけですけれども。その話は災害による復興住宅、復興関連だから急がなければならない、同時に進行しなければならないという観点からは、まあまあ手法としては土地とあるいはそこに建設する業者との契約結ぶまでの工程といいますか計画といいますか、そういったものも同時進行しなければならないということもわかるわけですが。

普通一般的に考えた場合に、やはり土地が最初なわけですよ、土地が。そして、土地の地権者から了解をもらって、それではここに建設する業者さんの選定をするためにプロポーザルということで、始まるわけですよ。といいますのは、これ「危ない橋を渡っている」という表現が正しいかどうかわかりませんがね、万が一にも地権者から了解もらえないといった場合を考えると、ぞっとするというか。プロポーザルして何社来たのかわかりませんが、審査委員会にかけてその業者に一応決まったわけだ、契約は後にしてもね。決めて肝心なめ土地が万が一のことがあった場合、それももうチャラになるわけですよ。そうなった場合のことを考えると、どうしても地権者の方の意向を100%取り入れてやらなければならないわけですし、今日に至るこれ予算取るわけですからね。さあ予算を取りました、結果的にはだめになりました、こうなると大変なことになるんですよ、それを心配しているんです。

だから何が何でも、どんな手段でも、これやらなきゃならないと。これが可決になった場合ですよ。なればいいんですけれども、予算を提案して、議会の議決をもらって、だめになっ

たとき、最終的にはこれ町長の責任ということになってくるんですよ、町長ね。これ、大変なことなんですよ。なぜこの大和ハウスに急いでやらなければならなかったのかという、問題にも来るわけです。先ほど言った同時進行もしなきゃならないということはわかるんですけどもね、やっぱり肝心なのはまずもって土地の地権者から了解をもらって、そしてプロポーザル、入札をして、そして予算というようなのが普通でありますけれども、震災ですから同時に進行しなければならないということもわかりますけれどもね。

そういったことで、大変今お話を聞いていますと、大変なことになっておるなど。「震災復興だから、何でもかんでもいい」というわけにもいかないわけですよ、我々議会とすればね。けさの河北新報の記事、昨日議案第72号を特別委員会に付託をして、これ全員一致で付託したわけですけども、町長のコメント聞くと「復興の遅れを招きかねない」というか、「招く」とははっきり言っていないんだけど「招きかねない」、それを心配しているような、今ちょっと記事持っていないんでね。あれ見るとね、一般の町民の方々「何だ、議会で復興を遅らせているんでないか」というような、そういったニュアンスを持っている住民の方々、捉え方ですけどもね。

我々は我々の仕事、立場、職責によって付託したわけですけどもね、遅れを目的にやっているわけじゃないんですね。だから町長のあのコメントを見ると、町民の方々「何だ議会でそれこそ復興にブレーキかけているんでないか」というようなこと、ちょっと気になって、実際に言われていますので、私も。私の名前、しゃべったたびに出てしまって、私が復興の足引っ張っているみたいな感じもちょっとけさあったもんですからね。このテレビを通じてそうでないということを今改めて言っているんですけども。

そういうことで、この復興のスケジュール、事業、特別委員会でもちょっとお話ししたんですけども、同僚議員前者もこの遅れのことを話していますが、何も私名足から出ている議員だから名足のことを言うわけじゃないんですが、24年度の3月に一度入札かけたわけですよ。3月だったべか、不調に終わったのはね、たしか。あれからかなりの年月がたっているんですよ、半年もたっている。この何見ると、来月から閲覧、今月からですか。10月まで閲覧、入札をして復旧工事ということになっているんですがね、もう半年も遅れているんですよ、その入札不調によってね。これは、議会の責任じゃないですよ。もう既に復興を招いているんですよ、招いている。きのうの72号で付託したのは、「招かなければいい」なんていうコメントをしています、あなた方のやっているのは既に復興の遅れを招いているんですよ。それは棚に上げて、まるで復興の遅れは議会にあるような語り方は困りますよ。



この責任は誰が取るんですか、遅れている。それを招いている、遅れを。半年以上もたっているんですよ。こういう遅れがあるということは、住民が不利益をこうむっていると、不利益。そうでしょう、漁港の整備がなければ漁業が困難なわけですから、水揚げも困難だと言っていいものですから、不利益が生じているということでもあります。

先ほどの話に戻りますが、要するに地権者と話し合いの途中に大和ハウスに決まったような記事がボーンと上がってしまったんでしょう、話の内容を聞くとね。やっぱりこれはね、何とんでも地権者ですから、その辺のところ「上手」という言葉は使いたくないんですが、納得をしていただけるようなやっぱり運びが大事かなと。これからもいろいろあるわけですからね、ここだけじゃなく。何とんでも地権者から了解をもらって、承諾をもらって、判こをつくばりになって、そして業者選定、プロポーザル、そして契約、予算というような形になるのが普通でありますのでね。そこを、まだ了解もしないうちから業者をぽんと決めるときは、私が地権者だって鼻曲げますよ、「何だ。まだこっちも了解していないから、先走って業者を選定して事業をやるっていうのは何事だ」と。これ、当然の話ですよ。そう思いませんか。そこが皆さんと一般市民の隔たりがあるわけですから、住民の目線に立って行政執行を行うと言っているんだから、これでは上から物の見方ですよ。「こう決まったんだから、了解しろ。こうやらないとできない、だめだからやれ」というようなやり方では、判こをつこうと思っても途中でストップになりますよ。やり方なんです、やり方。そこを今後気をつけてやっていただきたいというふうに思います。その辺のこれからの考え方ですね、お聞かせいただきたい。

それから確率は課長、地権者に判こもらう確率は、腹づもりで何%くらい、100%に近いんでないとやっていかれないんだね、これね。そのように先ほど努力しますということですが、努力が報われればいいんです。ただ、未定というか未知というかこれからですからね、大変だと思いますよ。とにかく地権者の意向に沿った、要望・希望に沿わなければならないのかなというような状況下にあるかと思います。まさかそれをやらないで、大和ハウスさんをぽんと蹴っ飛ばすわけにいかないでしょう。何でその大和ハウスさ、急いでやったのかね。それが今度別な角度からおかしく、クエスチョンマークが出てくるんですよ。

それから、先ほど歌津総合支所の話でですね、同僚議員がその建設に当たってのいろいろなこれまでの協議会の話をしていました。企画課長の答弁の中で「私の理念は変わらない」というような発言をしたんですが、課長となれば責任を預けられて、その責任を果たすために一生懸命やっているのはわかるんですが、「私の理念」というと何か個人的な考え方を

政としてやっているのかなという、捉えられないわけではないんだね。そこのところ、責任が強いからそういうふうな言葉になるんでしょうけれどもね、合併して4年くらいしたら住民の方々言われた、前にもちょっとお話ししたかと思うんだな。「南三陸町で1番偉い方は町長さんだね。2番目副町長だ。3番目、各課長さんだってね。4番目議員だ」、こう言われてきたんですね。何も我々偉いとか、誰が偉くないとかっていうんじゃないの。一般町民の見方がそうである、そういう表現の仕方をしていた。偉い順番を言っていた。

で、最近というか少し前、そのとき「1番目は副町長だ。2番目に町長、3番目に課長だ」と。ごく最近ですよ、「1番目が副町長と課長だ」と。さてさて町長はどこさ行ったべな、かろうじて3番目にしがみついていたった。町民がそういうふうな見方を今しているわけ。だから、課長たちの発言にも気をつけてもらいたいということなんです。

そういうことで、とにかく先ほど言った土地の関係、その辺どうですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほども阿部議員からのご質問がございまして、同じようなご回答になろうかと思いますが、当該事業につきましては一般的に例えば土地の契約をして、造成工事を発注して、その後建築工事に移るというたぐいを繰り返しますとスケジュール的にも結構かかるということで、設計・施工一体という選定の中で業者提案をいただいて、プロポーザルにより業者を決定していくというやり方をご説明した経緯もございまして。その部分につきましては、当該地権者にもご説明をいたしまして、実際の業者選定作業に入っていたこともあります。

ただ、こちらのご説明が理解いただけなかったのか、うちのほうの説明が悪かったのか、その辺は受けとめ方はいろいろございまして、常にこちらとしてやれるような説明はさせていただいたと。口頭のほかにも書面をもってご説明をした上で、災害公営住宅の用地として工事することについて「承諾する」という書面でのご回答をいただいた上で、次のステップを踏んでいったということでございまして。その辺はご理解いただきたいなと思います。

土地の承諾、今後契約に向けて交渉を行っていくわけですが、腹づもりとして五分五分かどうかというご質問ございましたが、どちらかと言えばイエスかノーしかないわけがございまして、それだけ見れば五分五分ということも捉えられますけれども、これまでの交渉経過を踏まえれば五分五分とかそういう状況ではなく、ご理解をいたしていただいているということで、今までも1年間ずっとやってきましたので、その部分については担当課としては当然のことながらご理解をいただけるものということで、先ほども申し上げまし

たけれども誠意をもって粘り強く交渉に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ぜひ成功するように、我々も陰ながら祈るわけです。できるだけ議員も、行って「何とかしてください。お願いします」というわけにはいかないの、これ。執行者じゃないから、行きたくても我々はね。ただ、陰ながらお祈りするほかないんです、これね。本当に、本当にこれは議会の仕事、議員の仕事として情けない。課長さん、町長さんと一緒に行って「いや、何とかお願いします」とやりたいんですけども、できない。越権行為だ、我々ね。だから、皆さん方をお願いということもおかしいんですけどもね、なるように頑張ってもらえないという、激励もおかしいんだな、これもね、議会とすれば。祈っているということしか言えない立場なものですからね。ぜひ、地権者の意をくんでやってもらえばいいのかなと、そういうことですね。

先ほどちょっと話をした名足漁港、今度は不調にならないような手法だと思うんですけどもね、何ぼ何でも2回失敗繰り返されないとと思うんだけども、間違いなく。そうすると前回の入札方法は気仙沼本吉地方に本店、あるいは支店を置く業者ということで限定をしたというような話を聞いたんだけども、今回は宮城県内とかあるいは全国、まあ全国というとなかなか調査するのに。でも、指名競争入札でやるんですか、それともプロポーザルでやるのか、その辺から変わってくるんですよね。プロポーザルだと、全国となるとこれ審査するに大変な時間かかるからね。県内の業者ということにするのか、あるいは今までは気仙沼本吉地方ということだけじゃなく、登米とか石巻とか大崎に範囲を拡大するのか。

とにかく漁民というか地域の方は、どこでもいいの。どこでもいいの、早くやってもらうところであればね。ただ、執行する方法によって不調になっては困るということですよ、そうでしょう。あなた方のそれは責任なんだよ、前にも特別委員会でもちょっと話しましたけれどもね。

だから、自分たちの失敗は棚に上げて「復興が遅れているのは議会のせい」みたいな話は、これからはやめていただきたいということですよ、わかりましたか。わかるでしょう、そちら側に座っているんだから。こちら側に座っている人だけわかっていて、そちら側に座っている人たちわからないわけがない。もし今度そのようなことになった場合には、困りますよ。責任を持った答弁というか、これからマスコミのいろいろな取材が来るでしょうから、気をつけてやってもらわないと困りますよ。

副町長ですか、これ。入札方法、手法、これから。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員の皆さんに、大変ご心配をおかけしているところでございます。本年度の漁港の契約方針でございますけれども、前にもお話ししたとおり下請けの専門業者の確保という観点も踏まえて複数の漁港、要はロットを大きくして一括で発注をしたいというふうに考えております。具体的に今ばなな漁港という部分が出ましたので、ほかの漁港もそうでございますが、ばなな漁港3地区でございますが一括で1つの契約で行いたいと。業者につきましては、宮城県内に本社がある業者ということで考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第79号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第79号平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第79号平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入において前期高齢者交付金を減額、県支出金及び繰越金を増額し、歳出においては介護納付金及び諸支出金等についてそれぞれ減額・増額補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、私のほうから平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての細部説明をさせていただきます。資料45ページ、46ページをお開きください。

歳入の部分ですが、ただいま説明にもありましたとおり、5款及び6款前期高齢者交付金及び県補助金の被災者支援事業補助金につきましては、交付額が確定したということで、それに基づく調整でございます。それから、10款の繰越金につきましては、平成24年度の決算に基づく額の確定による補正ということでございます。

続いて歳出でございますが、繰越額の約1億4,600万円を過年度の精算に伴う負担金、交付金等の返還に充当するとともに、その残の7,000万円余ですが予備費に充当したという内容が主でございます。それから、1款から8款につきましては、額の確定分と財源組みかえによる補正でございます。11款につきましては、保険税の還付に係る追加補正ということでございます。

以上、補正内容の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括で行います。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 国保ですね、今説明で償還金、そういうのもあるんですが、4月から国庫の窓口負担がなくなりまして、本当に困っている方たちもいるんじゃないかと思うんですが……。

○議長（後藤清喜君） 10番、窓口負担がなくなったんでなくて……。

○10番（大瀧りう子君） 済みません、窓口負担じゃありませんでした。負担がなくなったんじゃないかって、復活したんですね。済みません、失礼しました。

そういうことで、その負担によって病院にかからない人たちが出てきているんじゃないかなって心配しているんですが、その辺の状況というか何か把握しているかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 毎月の医療費の動向を現在注視しているところでありまして、大きく今のところは変化は見られていないというような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） それはどうなんですか、後期高齢者、それから国保の方たち、詳しく

細かく見ているのでしょうか。その辺、もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 額について、国保、後期高齢のほうを注視しているというふうなところで、まだその傾向が見えるかどうかまでの詳細の分析は行っておりませんが、必要な医療の確保はなされているのかというような考えであります。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） いろいろニュースなんかで見ますと、大変負担がかかって医療を受けられないという人たちの実態が報道されています。県に対してもそういう方たちが、仮設に住んでいる方たちが県に対しても要望を出しているわけですよ。ぜひこれは私たちも一部負担ですね、それをもう一度、窓口の一部負担金をできないようにというかね、そういうのをやってほしいなと思っています。

ただ、本当に今課長がおっしゃいましたように、まだ数字的には出てきていないかもしれませんが、3月で切ったので4月からですね、大体。そうしますと、今後だと思えます、いろいろ本当に我慢して医療にかからない人たちが出てくるんじゃないかなって気がしますので、その辺も含めてきちっと見ながら対応してほしいなと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1 1時53分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 議案第80号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第80号平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました議案第80号平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成24年度決算による繰越金及び後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

ページ数ですが、予算書56、57ページをお開きください。

説明にもございましたとおり、補正額の673万5,000円は全て24年度決算に伴う繰越金ということになります。その歳入について、歳出で全ての額を後期高齢者医療広域連合納付金に充当するという内容でございます。

以上補正内容の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第81号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第81号平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第81号平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金及び繰越金を、歳出においては職員人件費、平成24年度決算に基づく国県支出金等の償還金及び一般会計繰出金について、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部について説明させていただきます。

予算書の65ページ、66ページをお開きください。

まず歳入でございますが、今町長申し上げましたとおり、平成24年度の決算額確定によるものであります。繰越金として4,896万1,000円を繰り越いたしました。

次に、66ページにつきましては、人件費の関係でございます。

67ページをお開きください。5款の償還金2目の償還金、それから5款3項の一般会計の繰出金につきましても、平成24年度の決算額が確定したことによるものでございます。

予備費については財源の調整でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。



これより議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第82号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第82号平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第82号平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計からの繰入金及び繰越金を、歳出においては職員人件費及び事務費について、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をさせていただきます。

76ページ、77ページをお開きください。

歳入でございますが、一般会計の繰入金を54万7,000円減額し、繰越金として72万5,000円を計上するものでございます。

77ページの歳出でございますが、人件費及びコピーの使用料を今回補正させていただきました。

以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第83号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第83号平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第82号平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において国庫補助金、一般会計繰入金及び繰越金を、歳出においては下水道総務費及び施設管理費について、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明させていただきます。

補正予算書の86ページ、87ページをお開き願います。

まず歳入ですが、3款国庫支出金の3目下水道事業費国庫補助金350万円ですが、これは歳出の委託料で計上しております長寿命化計画策定業務委託料700万円の50%が補助されるということで、計上したものでございます。

次に歳出でございしますが、1款下水道総務費1目下水道総務管理費の9節旅費として22万4,000円計上しておりますが、これは伊里前処理区の災害復旧の保留解除のため、国交省協議に係る東京出張分でございます。2人掛ける3回分ということで計上しております。

2 款下水道事業費 1 目特定環境保全公共下水道施設管理費の13節委託料、長寿命化計画策定業務委託料700万円ですが、これは処理場の延命策を図るのはもちろんですが、機能停止を未然に防止するため計画的な改築を推進するために実施する業務であります。供用開始してから既に10年以上経過しており、いろいろな箇所が大分傷んできております。これらを改築するためには、この長寿命化計画を策定しないと補助事業で整備できないものですから、今回計上したものでございます。

下段の下水道産業廃棄物処理業務委託料 8 万円ですが、これは古くなった消毒剤次亜鉛酸ナトリウムの産廃処理する費用を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 8 4 号 平成 2 5 年度南三陸町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（後藤清喜君） 日程第 8、議案第84号平成25年度南三陸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第84号平成25年度南三陸町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

この補正は、収益的収支において一般会計補助金、減価償却費及び返還金についてそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明させていただきます。

補正予算書の93ページをお開き願います。

最初におわび申し上げますけれども、収入の節のところの一般会計補助金5,750万2,000円という数字が抜けておりますので、申しわけございませんけれどもご記入いただければと思います。申しわけございません。

それでは、この一般会計補助金5,750万2,000円は、災害によりまして水道施設が破壊され、料金収入も大きく減額になり、高額の料金改訂をしなければならなくなることから、これを回避するために一般会計から高料金対策繰入金として繰り入れしてもらうもので、金額については繰入基準に基づいた金額を計上したものであります。今年度限りのものでございます。

次に歳出でございますが、減価償却費として808万円を計上しております。これは、昨年度実施した小森ポンプ場の固定資産増加分であります。返還金の4,624万円につきましては、さきの一般会計の歳入補正で総務課長が申し上げましたとおり、24年度の給水装置設置補助金の額が確定したことによる返還金です。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 水道事業に関連ということでお聞きしたいと思います。

震災直後6カ月間の水の対応がなかなか整わなくて、皆さん町民の方も全て事業所も苦しんだ現実があります。今そういった中で自己再建、あと新たな場所での事業所再開が始まっていますが、水道の問題点が一番多くて、例えば自己再建で家建てたときにそこに本管のほうから支流管でつなぐと、こういった対策に関して2分の1の補助金が出ていますが、そういった申請ですね、何件くらい出ていて今どういった状況なのか。

あと、町内のいろいろなところに今家が建っていて、その家が建った部分、事業所が建った部分になかなか水道を通すことができない、難しい場所とかそういった場所がありましたら教えてください。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 申請件数は昨年度は15件、今年度は今のところ18件、金

額で約700万円ほどというふうな格好になっています。

それから、水道が行っていないところということでございますが、今実施しているというか、今月発注した平井田、それから磯の沢ですか、こういうふうなところに磯の沢は全部で十何件でしたかね、この方たちは全部井戸ですので、水道は行ってございません。あと、平井田の新しく造成というか家を建てたところが、行っていないというところでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 水道事業所のほうでは、ちゃんと住民の要望に対して進めていると。しかしながら、なかなか水が心配とかそういった住民の声を聞きます。今東山地区に、平磯のほうに行くところに結構たくさん建物が建てられていますが、その辺本管は来ているんだけれども、家まで引っ張るそういった状況がなかなか遅いというふうな話も聞いていますので、今後家が建っても水が通らないとか、そういった状況というのは本当に被災直後のあのころを思い出させるような現状が住宅再建、家は建ったけれどもというような形のことがありますので、住民の混乱ですかね、そういったことを招かないようにどういった対策をしていって、この辺はいつくらいを予定として水道設備会社に早く委託するというような形だと思えます。

あと磯の沢、今井戸ということで聞きましたが、やっぱりあそこは十何軒ということに関して、水道の本管をあっちのほうにもっていくということはなかなか難しいのでしょうか。なかなか井戸水といってもこれからいろいろな問題、まして放射能問題もありましたし、そういったことを考えていけば行政のほうで十何軒もあるのであれば、やっぱり本管を国道の下を通してつなげるとか、国道をまたぐということは結構なかなか事業的に大変だということ聞いていますが、緊急時それを考えれば国道の下を通す。あと県のほう、国道でしたら国のほうですね、その辺の関係の了解をもらってその辺早めに進めることも必要だと思いますが、沼田地区ですね、その辺の水道を通す、今後。あと磯の沢関係、あとはないということの判断でよろしいのでしょうか、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 平井田、それから磯の沢、それから先ほど申し上げませんでしたけれども、平磯ですね。今新しく家を建てているところ、9月に発注しまして業者さん決まっていますから、今年度中に水が行くようになるということでございます。

それから、まだ水道が行っていないところというところとしますと、志津川では双苗ですか

ね。それから、歌津では弘川とかそういうふうなところがございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 所長、今とりあえず沼田地区のことを話したんですけども、沼田地区の平磯に入るところ、あそこ1、2、3、4、5軒くらい多分今建設中だと思うんですけども、あの辺はすぐ水道通せるつもりだったらば、水道の関連の会社でもってすぐできるというような状況にあるんでしょうか。なぜかという、なかなかその辺が申請しても、結局水道事業所というか水道事業をしている会社も忙しくてなかなか工事に入れないとか、そういった現状も私は聞いています。そういった中で、今後どんどん家が建ったりとかしていったときに、忙しくてできないとかそういったことは言えない状況が行政に、ライフラインということでできないと思うんですよ。だから、やっぱりできたらば早め早めにそういった水道事業の関連の会社には、「とりあえず早くやってくれ」と。あと、何かピーク時になったときのやっぱり水道埋設とかその辺も、行政として対策を講じないといけないんじゃないかなど、私は思います。

あと磯の沢、今道路沿いに多分店だと思うんですけども、そういったところもできていますし、あと事業所も設置になっているし、あと床屋さんとかそういったところもあるんでね、井戸あるからということじゃなくて、何とかそのほうに本管を通して行って、そこから主流管で引けるような状況というのは、やっぱり無理なんじゃないかな。何か聞くところによると、本管から磯の沢のほうに水道を個人でやると、やっぱり1,000万円を超えるというような話も聞いていますので、今でしたらばこういった住民が土地を求めて、場所を求めてそういったところに家を建てるということは、やっぱり震災復興・復旧になると思うんです。だからそういった資金も活用できるのかなど私は思うんですけども、そういった試みを講じて行って、できれば住民の不安とかその辺を早く取り除く対策をお願いしたいと思います。その辺、最後にもう一度。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 先ほどもお話ししたと思いますけれども、既に工事は発注しております、業者さんも決まっております。今段取りを取っているところで、10月からは工事に着工できるというふうな格好で進んでおります。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 先般大雨の際に、若干一部で濁りがあったと。結果的には安全だったと、ちょっと我々には理解しにくい、何かいろいろな安全度の数字が出てきたようでございます

が、その際に水源地1カ所なのか2カ所なのかは確かめなかったんですが、なぜだか濁るときがあると、そういう話をいただいたわけですが。それから、その辺あたりの調査といたしますか、改善に向けた取り組みというのは行われているのかいないのかですね、その辺。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） その関係に関して、実は前からやっていたんですけども、ちょっとまだまだ不備があるのかなということで、きょうも実際その作業をしております。きょう中に多分終わるのかなというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今前者が申しあげましたように、これからどんどん水道利用がふえてくるわけですが、町民の命を養っているわけですから、やはり常にどんな状況になっても安全に利用できると、そういうサービスが不可欠でございますので、こういうことにつきましては予算はどんどん取って、いろいろ調査して改善すべきだと思いますので、今後ともよろしくというよりは完全改良に向けて努力していただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ちょっと先ほどお話あったのか、議案をなじよに直せって言われましたんでしょうかね。何か記載漏れとか何だかということですが、町長わかっているんだよね。

○議長（後藤清喜君） ちょっと待って、上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 93ページの節の部分ですね。一般会計補助金、金額のところは抜けていましたものですから。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議案なんです。配付になったんです。これを審議するわけ。もう審議に入っているわけ。入る前なんだけれどもね。どうなんでしょうね、一応議長これ皆さんに諮って、必要あるのかどうかね。その辺の取り扱い方を今聞いているんですよ。額のことはわかっているんです。補正予算額、ここに書いてあるすべ。課長に言われて、今審議に入る前のということだけれども、説明する前に議案に入っているんですよ、議案に。上程されたの。それで、上程された後に書いてくれっていうことなの。それが果たしてただそれだけで、書くことは造作ないんだけど、それで議事進行上これでいいかということ今聞いているんですよ。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

午後 1時37分 休憩

---

午後 2時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号の平成25年度南三陸町水道事業会計補正予算、収入に営業収益3目の一般会計からの補助金、節の部分で一般会計補助金が抜けております。今回この一般会計補助金抜けている5,750万2,000円をご記入いただいて、このまま審議を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） なければ、そのようにさせていただきます。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第85号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第85号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第85号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した田の浦地区及び馬場中山地区の防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。



細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第85号の細部説明をさせていただきます。

資料のほうは、議案関係参考資料その2のほうをご用意いただければと思います。

1ページ目になりますが、工事の概要等につきましてはここに記載のとおりでございます。工事名防災集団移転促進事業（田の浦団地外）造成等工事でございます。入札等の結果につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2ページ目をお開き願いたいと思います。施工箇所の位置図をお示したものでございます。2ページ目には田の浦団地、3ページ目には馬場中山地区の名足保育園の南団地、そして生活センター西団地ということで、今回の工事につきましては3団地分の造成工事でございます。

田の浦団地につきましては、県道泊崎半島線からアクセスする、現況が主に山林のところでございます。

3ページ目の名足保育園の南団地につきましては、町道名足線・町道中山線の交差点付近から取りつく団地でございます。現況が主に山林または畑となっております。

生活センター西団地につきましては、県道泊崎半島線と町道大沼線が交差するところからアクセスする、現況が主に畑となっております。

4ページ目をお開き願いたいと思います。田の浦団地の土地利用計画図でございます。田の浦団地につきましては、25世帯の移転予定者数でございます。全体の面積が2.29ヘクタール、団地内の宅盤の高さは海拔約25メートルから29メートルの状況でございます。黄色く着色した部分が宅地でございます。オレンジ色部分につきましては集会所用地となっております。工種といたしましては、敷地造成の土木工事が主なものでございまして、県道からの幅員6.5メートルの取付道路が約300メートルほどございます。それと、幅員6メートルの区画内道路が総延長で約717メートルございます。並行して、水道管の布設工事を行うものでございます。

次に、5ページ目になります。名足保育園南側の団地でございます。馬場中山地区の団地になります。9世帯の移転者を予定してございまして、面積が全体で0.95ヘクタール、主に馬場中山地区の被災者が移転する予定でございます。黄色の部分が宅地となっております。大体高さ的にも、29メートルから31メートルの高さでございます。主な工種といたしまして

は、田の浦地区と同様敷地の造成工事、いわゆる土木工事が主でございます。あわせて、幅員6.0メートルの道路整備が320メートル計画してございます。

最後に、6ページ目になります。生活センター西団地という名称でございますが、馬場中山生活センターの西側に位置する団地でございます。14世帯で、道路も含めました全体の面積が2.37ヘクタールとなっております。団地内の宅盤の高さは、26メートルから27メートルの計画でございます。主な工種といたしましては、ほかの団地と同様土木工事のほか幅員6.5メートルの県道からの取付道路が398メートル、区画内の6メートルの区画道路が523メートルございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 報告第4号 平成24年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について

日程第11 報告第5号 平成24年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、報告第4号平成24年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、日程第11、報告第5号平成24年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について。

お諮りいたします。以上2案は関連がありますので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第4号平成24年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、並びに報告第5号平成24年度決算に基づく南三陸町資金不足比率についてをご説明申し上げます。

本町は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成24年度決算における財政の健全性に関する比率を算定し、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を添えて報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、細部説明を行います。

まず、議案書の29ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率報告書でございます。

これは、毎年度の決算をもとに当該市町村の財政状況がどのような位置にあるかというのを、指標としてあらわしたものです。健全化判断比率は、記載のとおり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、それと将来負担比率、以上4項目のことを指しています。

町長提案理由で申し上げましたとおり、健全化判断比率を議会に報告しなければならないその根拠は、平成20年に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律、この3条に規定されております。この規定に基づきまして、決算の数値から各比率を算出したものでございます。監査委員の意見書には詳しい算定方法が記載されてございますので、あわせてご参照いただければと思います。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計に生じている実質的な赤字の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたものです。前年度と同様に、形式的収支上も赤字はございません。実質収支は黒字でございますので、結果ハイフン表記ということでございます。

連結実質赤字比率は、これは一般会計だけではなくて各種特別会計と合算して見た場合の実

質的な赤字の大きさを、同様に財政規模に対する割合であらわしたものです。健全化法に基づく算定上、どの会計にも実質的な赤字の発生がございませんので、本年度も結果ハイフン表記となっております。

実質公債比率は、地方債の償還額つまり公債費の大きさを財政規模であらわしたものです。本年度は12.8%という数値になりました。前年度は13.3%でありました。

将来負担比率、これは地方債など現在町が抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合であらわしたものです。今年度はハイフン表記となっております。前年度は55.4%でございました。将来負担比率が生じなかった理由でございますが、平成24年度末現在で将来負担すべき負債の総額、南三陸町が抱えている負債の総額ですけれども、合計で132億円ほどございます。これに対して、現在町が抱えている財政調整基金を初めとした各種基金、それと将来的に公債費の償還分として見込まれる普通交付税がございますので、その額を合算した額が156億円ほどに推計いたします。結果、負債の額より支弁可能な財源のほうが多くなる、そういう逆転現象が発生したために、本年度はハイフン表記となった次第でございます。数値からは、形式的に財政状況が好転しているように見受けられますが、あくまで法律に基づいた現時点での算定結果ということでご理解いただきたいというふうに思います。

次に、各比率ごとに早期健全化基準と財政基準の数値が表記してございます。早期健全化基準の数値を超えると、いわゆる財政上は黄色信号が点灯したことになります。また、財政再生基準を超えると、赤信号が点灯したことになります。それぞれの基準値を超えると、財政状況が危険な状況というふうに見なされますので、地方債の発行が抑制されるほか財政健全化計画、あるいは財政再生計画を策定して、議会の議決を得て公表しなければならない、そういう義務が生じてまいります。幸いにも、当町は今のところ懸案をされているような状態ではございませんので、引き続き健全に財政運営がなされるよう留意してまいりたいと思います。

次に、議案書の31ページをお開きください。平成24年度決算に基づく南三陸町資金不足比率報告書でございます。

議会に報告する根拠につきましては、報告第4号と同様でございます。

資金不足比率は、公営企業法の法適あるいは法非適用会計である6つの会計の資金不足について、各会計とも料金収入の規模と比較して経営状況の悪化の度合いを示したものです。特に公営企業の場合には、流動負債が流動資産を上回った場合などに資金不足が発生することになりますが、前年度同様平成24年度は各会計とも資金不足は発生しなかったために、ハイ

フン表記となりました。

なお、資金不足比率にも経営健全化基準20%が設けられておりまして、この数値を超してしまふと報告5号と同様に経営健全化計画の策定等の義務が発生することになります。

細部説明は以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 次に、監査委員より平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

職員をして審査意見書を朗読させます。なお、朗読は必要部分のみといたします。局長。

○監査委員事務局長（阿部敏克君） それでは、別冊になっております平成24年度決算に基づく健全判断比率及び資金不足比率審査意見書の1枚目をお開き願いたいと思います。

南三監第35号、平成25年8月30日、南三陸町長、佐藤 仁殿。

南三陸町監査委員、首藤勝助。

南三陸町監査委員、三浦清人。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足の比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

次の1ページ目をお開き願います。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率審査意見。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の期間。平成25年8月21日から平成25年8月29日まで。

3、審査の結果。審査に付された各健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

以下、「記」以下は省略いたしたいと思います。

それでは、次に4ページをお開き願います。

平成24年度決算に基づく資金不足比率審査意見。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された公営企業に係る特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の期間。平成25年8月21日から平成25年8月29日まで。

3、審査の結果。審査に付された各資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

以下、省略いたします。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第4号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

次に、報告第5号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

日程第12 認定第 1号 平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第 2号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第 3号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第 4号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第 5号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第 6号 平成24年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第18 認定第7号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第8号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第9号 平成24年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

日程第21 認定第10号 平成24年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

日程第22 認定第11号 平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第12、認定第1号平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第11号平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてまで、以上本11案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本11案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本11案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました認定第1号平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算から、認定第11号平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算までの全11会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、会計管理者並びに水道企業出納員及び病院企業出納員からそれぞれ関係書類の提出があり、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成24年度南三陸町各種会計歳入歳出決算書及び基金の運用状況審査意見書を添えて、決算の認定を求めるために提案いたしました次第であります。

まず認定第1号の南三陸町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成24年度一般会計は、歳入総額1,004億6,462万4,533円、歳出総額976億8,661万629円で決算いたしました。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は27億7,801万3,904円で、このうち

さきに報告、承認をいただきました繰越明許費繰越額26億5,911万3,500円と、事故繰越額1,211万9,275円を翌年度に繰り越すべき財源として除いた実質収支額は1億678万1,129円の黒字決算となりました。なお、そのうち6,000万円を決算処分として財政調整基金に積み立て、残りの4,678万1,129円を平成25年度へ繰り越ししております。

未曾有の大惨事となった東日本大震災から2年半が経過いたしました。改めて、犠牲となられた皆様に哀悼の誠をささげますとともに、いまだ行方不明となられている方々が一刻も早くご家族のもとへ戻られることをお祈り申し上げます。

さて、平成24年度は町の至るところに震災の爪跡が色濃く残る状況のもと、平成23年12月に作成いたしました本町震災復興計画の実質的な稼働となった年度であり、私は施政方針の中で復興元年と位置づけ、緊急に対応すべき重点事項の着実な推進と住まいの高台移転等、町民の関心の高い事業について具現化を図ることを申し上げました。もちろん、未曾有の大災害からの復興であり、一朝一夕にその成果を示すことは困難でしたが、一つ一つの事案についてしっかりと向き合い、熟慮断行の決意のもと臨んだ1年でありました。

それでは、昨年私が申しました平成24年度の施政方針に沿って、その取り組みと決算の状況について概略を申し上げます。

初めに、「安心して暮らし続けられるまちづくりの推進」についてであります。

多くの町民が不安定な暮らしを余儀なくされた中、特に被災された皆様については仮設住宅での生活など、これまでの生活環境が一変いたしました。震災被害とあわせ、こうした生活環境の変化は、心身に相当のストレスを与えるものであり、心のケアと自立生活に向けた支援は必要不可欠な政策であることから、被災者生活支援センターを中心にした被災者の見守りと生活相談、健康相談、地域活動支援等を行うとともに、福祉仮設住宅の運営や災害ボランティアの連携強化、町外避難者への情報発信事業などを行いました。また、今年3月11日に東日本大震災2周年追悼式を挙行し、改めて震災犠牲者への哀悼の意を表するとともに、復興をなし遂げることを誓い合ったところであります。

次に、「社会生活の基盤となる道路・河川・堤防・護岸の復旧」についてであります。昨年度は平成23年度からの繰り越し分も含め、道路につきましては77路線、36件、河川につきましては20河川、13件の災害復旧工事を実施いたしました。工程の関係から、平成25年度に繰り越したものもございますが、災害復旧工事につきましてはおおむね発注を終えております。

「消防・防災機能の回復」につきまして、昨年度では移動系の防災行政無線及び同報系の気



象観測装置等について災害復旧としての再細微を行ったほか、衛星携帯電話について病院も含め7台の導入を行い、防災機能の強化を行いました。また、本町の区域の一部が原子力災害対策における緊急時防護措置準備区域（UPZ）の範囲に含まれたことに伴い、地域防災計画、原子力災害対策編を策定し、有事での対策を行いました。

町民の健康と生命を守るとりであります病院につきましては、昨年度当初より新設いたしました公立南三陸診療所にて医療提供を開始しております。体制につきましては、診療科9科に加え救急病院としての機能も堅持いたしました。また、昨年度において公立志津川病院の本格的な再建を進めるべく、南三陸町病院基本計画策定委員会を立ち上げ、6回にわたる委員会の議論を踏まえ、新病院の基本計画を策定いたしました。今後は、平成27年度の開業に向け、しっかりと事業を進めてまいります。

次に、「行政機能の回復」についてであります。先日の南三陸診療所と同じく、役場仮庁舎及び歌津総合支所仮庁舎につきましても昨年3月に完成し、平成24年度当初よりそれぞれ新しい庁舎で業務を行っております。簡易なプレハブを連ねて行っていた状況から脱し、来庁される町民の皆様にも快適な状況でサービス提供できる環境となりました。また、昨年度も宮城県を初め全国各地の自治体より多くの長期派遣の職員の支援をいただき、復興推進体制の確保を行ってまいりました。

具体的には宮城県及び県内の3自治体から延べ21名、県外の35自治体から延べ71名の方々に、本庁各課において復興業務に当たっていただきました。行政のスリム化が叫ばれ、いずれの自治体においても厳しい行財政運営を求められる中、このようにたくさんの自治体からご支援をいただきましたことに対し、改めて御礼を申し上げますとともに、今後とも息の長い支援をお願いしてまいりたいと考えているところであります。

次に、「命を守る土地利用への転換」についてですが、冒頭にも申し上げましたが、私は平成24年度を復興元年と位置づけました。そして、その中核を担うのが住まいの高台移転であり、防災集団移転促進事業や崖地近接等危険住宅移転事業、そして災害公営住宅整備事業であります。防災集団移転促進事業におきましては、幾度となく地域に出向き合意形成を進め、各地区における災害危険区域を設定し、条例案という形でご審議を賜り、可決をいただきました。そして、この区域内の方々が移転するところといたしまして、町内全20地区において集団移転計画の国土交通大臣の同意をいただいたところであります。

現在は、これらの地区において用地の買収と造成を進めているところでありますが、平成24年度におきましても先行できるところから事業を進めており、藤浜団地及び寄木・葦の浜団

地におきましては平成24年度内に造成工事に着手しております。また、崖地近接等危険住宅移転事業につきましては昨年102件の申請があり、このうち30件に対して交付決定を行っております。

また、災害危険区域の指定日前に町内の災害危険区域外に住宅の再建を行った方が、国による支援の対象とならないという状況にかんがみ、町単独で再建支援としてこうした方々への補助制度を創設いたしました。昨年度は22件の申請があり、うち15件について交付決定を行ったところであります。なお、この町の独自支援制度につきましては、このほかに水道施設費の一部を助成する東日本大震災に伴う水道給水装置設置費補助金、並びに公共下水道区域の方がそうでない区域に移転される場合の合併浄化槽設置費を助成する東日本大震災に係る下水道等受益者浄化槽設置工事費補助金とともに制度化を図ったものであり、さらに平成25年度において国の支援を活用しつつ、この独自支援制度の拡充を図り、被災町民の住まいの再建を支援しているところであります。

一方、みずから住宅を確保することが困難な方への住まいの提供である災害公営住宅整備事業に関しましては、全体で930戸の整備を目標に鋭意事業を進め、このうち入谷地区及び名足地区に整備する災害公営住宅につきましては買い取り方式で災害公営住宅を整備することとして、独立行政法人都市再生機構及び南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会と譲渡契約を交わしており、この2地区においては現在土地の造成、そして集合住宅の建築が進められております。

続いて、「生命と財産を守る防災と減災のまちづくり」についてであります。平成24年度は新たな地域コミュニティーも見据えた中で、仮設住宅団地も含め自主防災組織の再構築を支援し、7つの自主防災組織について補助を行ったほか、東日本大震災の経験等を整理し、地域防災計画全体の見直しに生かすべく災害検証等の実施をいたしました。また、国土交通省との共催により全国会議としての国土政策フォーラムを開催したところ、全国より320名の来町がありました。フォーラムでは、未曾有の大災害からの復興を目指す本町の復興モデルに対してのディスカッションが行われ、参加者からは大変有意義だったとの意見が寄せられたところであります。

次に、「命を守る交通ネットワークの整備」につきましては、緊急患者の搬送や有事の際の命をつなぐ道となる三陸縦貫自動車道の早期整備についての働きかけを強め、そのかいもあって本年3月には志津川トンネルが貫通し、そのつち音がいよいよ町内に入ってきました。また、地域公共交通のかなめとなるJR気仙沼線につきましては、依然としてJR側か

ら鉄道復旧の旨の話はいただけない状況であり、まちづくりとしては強く鉄道復旧を求めてまいりました。この姿勢は、今後とも堅持してまいります。現在は、仮復旧としての形ということでBRT（バス高速輸送システム）による運行が行われており、昨年度につきましては志津川駅、歌津駅、ベイサイドアリーナ駅等に待合室が設置され、住民を初め利用者の利便と安全に相当の向上が図られたところであります。

「災害に強い通信手段の確保と地域情報化の推進」については、先述のとおり衛星携帯電話の導入をおこなったほか、震災復興関連の情報発信の充実を図るべく町公式ホームページのリニューアルを行うとともに、公式ブログ「南三陸なう」を立ち上げ内外に情報の発信を行いました。さらに、震災により焼失いたしました議会中継システムの再構築を行い、開かれた議会と積極的な情報の発信と公開に努めております。

続いて、「安心を実感できる保健・医療・福祉のまちづくり」についてであります。まず保健については、一昨年假設として復旧いたしました保健センターを中心に、各種健診や健康調査を行い疾病予防に努めたほか、地域における保健・医療・福祉の中核を担うべき病院の再建につきましては先述のとおりであります。これに加え震災により流出した保健センター等の機能を集約した総合ケアセンターを併設、より機能的に保健・福祉・医療の一体的提供を行いたいとして、昨年度において総合ケアセンターの基本計画の策定をいたしました。

福祉につきましては、セーフティネットとしての各種支援事業に加え、障害者福祉の指針となる障害者基本計画及び障害者福祉計画の策定を行っております。また、医療・福祉における人材の確保を行うため、看護・介護学生就学資金貸付事業を行ったほか、ホームヘルパー2級養成講座についても再開をいたしました。さらに、震災により中止を余儀なくされました敬老会につきましても昨年度3日間にわたって開催をし、高齢者の皆様に大変喜んでいただきました。

また、「安心して産み、育てられる環境づくり」への取り組みとして、平成24年度より乳幼児医療費の助成対象を従来の小中学校就学前から中学校卒業時まで延長し、医療費支援の拡大を行ったほか、被災世帯を対象に保育料の減免を行いました。

次に、「自然と共生するまちづくりの推進」についてであります。

まず自然環境再生の前提となる災害廃棄物についてですが、膨大な量となった災害廃棄物ですが、被災建物・建物基礎・塩害木等その種類ごとに着実にその処理を進め、一時仮置場への集積を進めました。さらに、平成24年5月からは戸倉在郷地区に宮城県が設置した処理施設への搬入を開始し、おおむね46万トンの処理を終えました。これは、震災廃棄物全体のお

よそ74%に相当する量であります。

自然環境の保全につきましては、海中瓦れきの撤去を進めるとともに、漁業生産と海洋環境保全の両立に向け、海洋の適正な利用を図るための取り組みを進めました。また、森林の適正管理に資するものとして、町有林についてフォレストックの認定を受け、二酸化炭素吸収量をクレジット化し、これを販売譲渡いたしました。この販売による収益については、森林の保全と適正管理に資する事業の財源として活用してまいります。また、エコカレッジ事業として、教育環境や海洋資源研究を展開しておりました自然環境活用センターにつきましては、施設の復旧に先駆けその機能の復旧を行うため、宮城県被災ミュージアム再興事業の委託を受け、海洋生物標本の復旧・整理に必要な施設の整備を行い、再建に向け着手したところであります。

次に、エコタウンへの挑戦として、自然エネルギーや再生可能エネルギーの導入について具体的検討を行うため、総務省からの補助を受け緑の分権改革調査事業を行い、木質バイオマスをテーマとした事業化の可能性について一定の調査結果を得たほか、国土交通省からの補助を受けた官民連携による再生可能エネルギー利活用調査事業を行い、太陽光や木質バイオマス等の再生可能エネルギーについて、本町において官民が連携することにより事業が成り立つための条件整理等を行いました。また、みやぎ環境交付金を活用し、入谷公民館や町内小中学校の蛍光灯照明器具についてLED化を行ったほか、一昨年より開始した住宅用太陽光発電システム設置補助金について5件の交付を行ったところであります。

生活衛生の環境の保全につきましては、被災した袖浜地区における漁業集落排水処理施設の復旧を行ったほか、下水道区域以外の地域につきましては被災者が行う住宅再建への支援として、復興交付金を財源とした通常の浄化槽設置に係る助成より助成額の大きい低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業補助金について、28件の交付を行いました。また、この補助金制度導入以前に、通常の浄化槽設置により住宅再建を実施された被災者の方もおられましたことから、低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業補助金と同等の条件での助成ができるよう、町単独でのかさ上げ補助の制度を立ち上げ、補助を行いました。

続いて、「ふるさとを思い、復興を支える人づくり」についてですが、人づくりのかなめとなる学校について、震災により町内8小中学校全てが被災したことから、その復旧を進め、平成24年度内において志津川中学校、歌津中学校、志津川小学校、入谷小学校、伊里前小学校の5校については災害復旧工事を完了いたしました。なお、教育環境を確保するため、戸倉小学校については志津川小学校へ、名足小学校については伊里前小学校に、戸倉中学校に

については志津川中学校に併設することにより学校運営を行っております。また、平成24年度につきましても登下校時の安全確保の観点から、町立学校の全てにスクールバスの運行を行ったところであります。そのほかにも、後期中等教育及び高等教育等への就学支援といたしまして、育英資金貸付基金に対して増資を行い、基金運用の安定を図ったところであります。

生涯学習分野では、オーストラリアからの支援によりベイサイドアリーナの南側に生涯学習館を建設し、図書館活動を含めた生涯学習拠点の復旧を図っております。また、各種スポーツ大会等についても再開を行ったほか、一流の技術に触れ才能を引き出すきっかけとなるよう、プロ野球イースタンリーグ戦やプロバスケットボールB Jリーグ戦の招致・開催を行いました。

次に、「なりわいとにぎわいの再生」についてであります。

まず、基幹産業たる水産業についてですが、生活基盤の早期復旧を図るため、町管理漁港水揚げの施設の復旧・復興を進め、また復興交付金等を財源としながら各漁港の用地かさ上げ工事について順次発注を行いました。残念ながら工事のおくれが心配される漁港もありますが、防潮堤等の計画の進捗とあわせ今後ともできる限り速やかに工事の発注を行ってまいります。また、水産業及び水産関連産業の再建を図るため、シロサケのふ化放流事業を継続しつつ、ふ化場の本復旧や現在仮設で営業している市場の復興整備について調査検討を始めました。さらに、海産物処理施設復旧の支援を行うとともに、水産加工場等の新規施設整備を進めるため、復興交付金事業を活用した水産業共同利用施設復興整備事業補助金について2件を採択いたしました。

農業につきましては、被災農地の復旧に取り組んだほか、被災農家の生産基盤の確保を行うため、4つの農業生産組織に対して東日本大震災農業生産対策交付金を交付し、農業用機械や営農用資機材の導入促進を図っております。林業に関しましては、計画的な森林整備や環境保全に取り組むとともに、先述いたしましたが町有林についてフォレストックの認定を受け、二酸化炭素吸収量をクレジット化、これを販売譲渡し、収益について森林の保全と適正管理に資する事業の財源といたしております。また、林業及び木材産業に係る地域産業の活性化を図るため、地元材を使用して住宅の再建を図る方に補助金を交付し、地元材の普及促進を図る「南三陸材利用促進事業補助金」の活用を行っております。

商工業及び観光につきましては、被災事業者の再建と本設事業所再建に係る企業力の強化を図るため、平成24年度においても8社に対して企業立地奨励金を、7社に企業支援補助金を交付したほか、復興市等の各種イベントへの支援や見本市などを通じた南三陸町ブランドの

知名度向上の取り組みを行いました。

また、観光面では各種産業と連携しつつ、地域資源を生かした来訪者の獲得と交流人口の拡大を図っております。特に、被災地における防災学習や命の学びをテーマとした「南三陸学びのプログラム」においては、国内外から多くの受講生が本町を訪れており、来訪者を通して世界に本町の復興への取り組みが発信されました。なお、被災地たる本町においては、依然として雇用を支える基盤は脆弱であることから、平成24年度におきましても緊急雇用創出事業を有効に活用し、町内において919名の新規雇用の創出と事業者への間接的支援を行い、雇用環境の向上を図ったところであります。

総括の最後になりますが、不自由な生活に耐えながらこの町で再び暮らしたいと願い、必死で再建に取り組んだ全ての町民の1年間に思いをはせ、こうした人々が1日も早く本来の笑顔を取り戻し、誇らしげに新しい町並みを見渡せるよう、私を含め復興にかかわる全ての皆様が心を一つにして、それぞれの道で懸命の努力を続けてまいることが早期復興への唯一の道だと考えております。

続きまして、認定第2号平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計から認定第11号平成24年度訪問看護ステーション事業会計までの会計についてであります。特別会計ごとの決算概要につきましては追って会計管理者からご説明申し上げますが、私からは水道事業及び病院事業会計決算の概要についてご説明いたします。

まず、認定第9号平成24年度水道事業会計決算についてであります。

水道事業につきましては、震災後において通年給水が可能となり、その結果給水人口、給水量も被災前の8割まで復帰し、また給水収益も7割程度まで回復をいたしているところであります。収益的収支につきましては、総収益が3億4,069万1,652円、総費用が3億1,265万2,158円で、差し引き2,903万9,494円の純利益が生じております。

次に資本的収支の状況についてであります。収入総額は2億1,137万4,998円、支出総額は2億9,215万2,847円となっており、支出に対して不足する収入額の8,077万7,849円は当年度分損益勘定留保資金の補填財源で措置いたしております。今後につきましては、防災集団移転促進事業などの進捗にあわせ、復旧事業が本格化してまいります。安心・安全・安価を3原則として一層の経営の効率化と給水サービスの向上に努めてまいります。

次に、認定第10号平成24年度病院事業会計決算についてご説明いたします。

病院事業会計につきましては、公立南三陸診療所において外来診療機能を公立志津川病院において入院機能を確保し、町民の健康維持に努めておりましたが、本年度においても重複経

営などの特殊要因が重なり、経常利益を確保することができない決算となりました。収益的収支におきましては、病院事業収益が9億5,470万2,871円、病院事業費用が12億2,455万280円という状況であり、結果として2億6,984万7,409円の純損失が生じております。

次に、資本的収入につきましては病院事業資本的収入が一般会計からの出資金並びに寄附金を合わせて9,800万8,577円、病院事業資本的支出につきましては医療機器の整備等を実施するとともに、企業債償還を実施したことから9,800万7,246円でありました。病院経営につきましては、再建いたします公立志津川病院の27年度の開業に向けて事業を着実に進めてまいります。開業後も継続的に安定した地域医療の提供ができるよう、経営健全化にも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、平成24年度における決算概要を申し上げさせていただきましたが、各会計の細部については質疑の中でお答えしたいと考えておりますので、よろしくご審議の上ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 次に、監査委員より決算審査報告を求めます。

職員をして、各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書を朗読させます。

なお、あらかじめ各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書を配付しておりますので、朗読は提出分と結びのみといたします。事務局。

○事務局長（阿部敏克君） それでは、別冊の各種会計歳入決算及び基金の運用状況審査意見書の1枚目をお開き願いたいと思います。

南三監第32号、平成25年8月30日、南三陸町長、佐藤 仁殿。

南三陸町監査委員、首藤勝助。

南三陸町監査委員、三浦清人。

平成24年度南三陸町各種会計決算及び基金運用状況の審査意見について。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された、大変申しわけありません。ここ「23年度」になっておりますが、「24年度」の間違いでございます。平成24年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況を審査したので、次のとおり意見を提出する。申しわけございませんでした。

最後の26ページをお開き願います。

結び。

平成24年度南三陸町各種会計決算の審査に当たっては、計数が正確であるか、会計処理が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に審査を実施した。また、基金運用状況について

は各基金が設置目的に従って適正かつ効率的に運用されているかを主眼として審査を実施したところである。

中間は朗読を省略いたしまして、下の4行だけを朗読いたします。

本町では、膨大な財源を必要とする震災復興事業について、引き続き国等に各種の支援措置を要望していくとともに、予算の効率的な執行や財源の確保に取り組むことが求められ、新しいまちづくりの指針として作成された震災復興計画に基づく各事業の着実な推進により、住民福祉の増進が図られることを望むものである。以上、朗読終わります。

○議長（後藤清喜君） 監査委員の補足説明がありましたら、説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（首藤勝助君） 町長から審査に付されました平成24年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況の審査に当たりましては、結びにも申し上げたとおり計数の正確性、それから予算の執行状況等について慎重な審査を実施したところでございます。

審査結果等につきましては、お手元の意見書に記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（後藤清喜君） これより総括的な質疑に入ります。ございませつか。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 平成24年度決算概要説明がただいまありまして、私のほうから3点ほど質問したいと思います。

2011年3月11日のあの大地震から2年6カ月、町長は復興元年と位置づけ、緊急に対応すべき重点事項として高台移転事業を挙げ、合意形成ができたところから事業が始まっています。しかし、仮設住宅生活も2年も過ぎますと、住民は大変つらく苦しいものであります。一刻も早く自分の家に入りたいと願っている、今住民が一番願いたいのはこの高台移転であります。

先日の同僚議員の一般質問でも、「進まない理由、障害は何になっているのか」、その辺を議論されました。障害になっていることに関しては、一層の努力が必要と考えます。平成24年度決算に繰越明許費を26億5,900万円、それから事故繰越1,211万円ほどになっています。これは説明があったので了解するところではありますが、本年度はこれは解消されて、また今後の事業は順調に推移するのか。予算執行は予定どおりになっているのか、その辺を1点伺いたいと思います。

次に、「安心して暮らし続けるまちづくり」の中から、地域防災計画について伺います。私も、改めて原子力対策編を読み返しました。大変立派な計画であります。先日同僚議員の質問に、「関係5市町で連携をとりながら統一見解を作成しているところだ」と、そういう答



弁がありました。その統一見解、いつごろできるのか。町民には、いつこれが提示されるのか。その辺伺いたいと思います。具体的には、町民の避難誘導、避難先、さらにヨウ素剤の備品・備蓄・服用、さらにコンクリート屋内待避所の設置、また町民への啓蒙活動、そういう具体的な計画がいつ示されるのかお聞きしたいと思います。

3点目は、病院問題であります。27年度には南三陸町病院基本計画が策定されて、27年には新しい病院が開設されます。町民にとって、大変喜ばしいことでもあります。しかし医師の確保、看護職員、その他の職員の確保など、27年に向けてどのような見通しを持っているのか。また、町民の強い要請であります透析治療の見通しはどのようになっているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何点かご質問でございますので、私の答弁のない部分につきましては担当課のほうから答弁させたいと思います。

1点目、高台移転の関係でございますが、ご案内のとおり今被災されている方々、仮設住宅58団地、約2,200ということでございますが、またあわせてみなし仮設でお住まいの方もたくさんいらっしゃるわけでございます。そういった方がやっぱり1日も早くと思っているのはそういった高台移転で、「終の住処」に早くお住みになりたいと、そういう切実な思いというのは我々にも随分声が届いてございます。そういった関係で、とにかく高台移転を最優先という形の中で今進めてございますが、ご案内のとおりこの間の一般質問にございましたように、町民の皆さんの合意形成とかあるいは用地交渉等々を含めまして、なかなか町民の皆さんの目に見えない部分で時間がどうしてもかかってしまう。そういうことが、町民の皆さんにとって「なかなか進まないよな」というご意見につながってくるんだらうというふうに思います。

ただ、いずれそれらも順調に今進んできているところでございますので、本当に町民の皆さんの目に見える形の中で事業を今進捗してきておりますので、今しばらくお待ちをいただければというふうな思いがございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 予算執行の状況のご質問でございますけれども、繰越明許費の計算書等の議案について、6月の定例会で提出してご説明した経緯がございます。特にやっぱり懸念されるのは、事故繰越で繰り越した各種事業ございました。それが25年度中に終了しないと、その段階で打ち切りになってしまうということもございまして、工事の進行管理委員

会等も通じまして事業の進行管理を行ってございます。現在のところ、特に23年度事業はしっかり集中して行うということで進めてございますので、今のところ心配はないのかなというふうには感じてございます。総じて、予算執行に関しては現在順調に推移しているといった状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、地域防災計画の関係でご質問がございました。それと関連がございますUPZ関係自治体首長会議の今後の予定でございます。基本的に協議する項目につきましては、東北電力との安全協定、それから広域避難というふうなことが協議の内容でございますけれども、UPZ関係自治体の最終的な協定の締結につきましては11月の中旬を見込んでおるといふふうなことでございます。

それから、南三陸町地域防災計画の具体的なヨウ素の服用でありますとか避難計画等につきましては、これから南三陸町防災会議を開催する予定にしております。その会議の中で審議をするような形の中で、これから本年度中に決定をしていきたいというふうなことで進めておるところでございます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 医師の確保の関係でございますが、なかなか単独で医師の確保というのは難しいというのは、これは従来からお話ししておりますが、そういう関係で気仙沼、それから登米、それから日赤、それから石巻市立とそれから南三陸という形の中で、各病院がネットワークを組んで日赤のほうにお医者さんを派遣していただいて、そしてそこでお互いに医師を派遣し合うと、そういうふうな態勢をとろうということで今それぞれの事務方、院長も含めてなんです、そういった連携をとっているというところなんです。そういう形の中でとにかく医師を確保しないと、なかなか現実としては難しいのかなというふうな思いがございまして、いずれそういうふうにして医師の確保を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 医師の確保については、ただいま町長がお話ししたとおりでございますけれども、現在8名の常勤医師が来ておりますけれども、そのうちの3名が東北メディカルメガバンクから来ているということでございまして、そのメディカルメガバンクのほうでは被災した病院については、医師の供給を今後続けていきたいという内容でございます。メディカルメガバンクのほうも、それほど医師がまだいるわけでございません

けれども、単独でも医師の確保も努力していかなきゃいけないということと、それから今言われました被災している5市町に対する石巻日赤にドクターを派遣して、その石巻日赤から各被災している病院に対する医師の派遣を今システム化しようということで動いております。それができますれば、医師の確保についてはそちらのほうからも医師が確保できるということとでございます、明るい見通しの材料となると思います。

それから、看護師や医療スタッフの確保につきましても、確かに大瀧議員申すとおりのなかなか難しい状況にあるというふうに考えております。それで年齢構成なんです、大分看護師の年齢構成も上がってきているというふうなこともございますので、これから定期的に看護師を補充していかなきゃいけないというような状況もございます。そういうのは、採用計画をきちんと設定しながら、職員の確保については努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、透析の確保についてでございますけれども、透析の確保については今いろいろな方面へのお話をしてまいりまして、確保に努めておりますけれども、まだ透析の医師の確保についてはめどが立っていない状況でございます。なお、今後とも開設に向けまして、努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 事業執行予定は予定どおりだと。大変大きな事故繰越などあったわけですが、その辺はクリアして今度の事業計画の中にはちゃんと予定どおりできると、そういう見通しでよろしいのでしょうか。その辺を確認したいと思います。さらに、今いろいろ言われているように、材料とか人の確保とか、建設する方たちの確保とか、そういうなかなか難しい面もありますので、その辺のきちとした町としての予算が執行できるかどうかということを含めて、もう一度確認したいと思います。

それから、UPZの先ほどの説明ですと、東北電力の安全協定を結んで11月中旬には防災会議を持って本年度中にこれが確定すると、そういう説明でありました。私は、非常に何か危機意識とか危機感が少ないのではないのかなというような気がしております。毎日のように福島原発のいろいろな状況を見て、ニュースを見るときに、本当にあの状態がここに起きたらどうなんだろうと、女川原発が再稼働して、そして本当にそういう状況になったときに、町民はどこに避難するんだろう、どういう状況になるんだろうと、そういうことをいつも考えますので、非常にそういう点ではまだまだ危機意識とか、そういうものが足りないんじゃないかなと、私はそう思っています。

また、町民への啓蒙というか啓発というか、町民への周知徹底、そういうのも絶対必要なので、できたから皆さんに「こうなんだ」というんじゃないくて、やっぱりきちっとしたものを町民に知らせていく、情報発信していくということも大切ですので、それをぜひ心に入れながら事業を進めてほしいなと思っております。

前後しましたけれども高台移転の問題、本当にまちづくりゼロからですので、大変困難だということは私も承知しております。しかし、西地区の岩盤による変更とか中央地区の遺跡によるおくれなど、先日町長は「3年のところ1年でやるんだ」と、そういうお話がありましたけれども、町民には非常に期待していただけに今失望しています。そして、納得していません。やっぱりきちっと説明しながら高台移転の状況、そういうものをそこに住む方たちにきちっと知らせるべきじゃないかと、私はそう思っております。そういう努力がまだまだ町民の中に見えないと、そういうことが言われております。ですので、ひとつその辺を含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから病院問題なんですが、今大変何か少し明るいかなと思われる、先ほどの町長の答弁でした。気仙沼、登米、石巻、日赤を中心にして医師の派遣というんですか、そういうものをネットワークとしてやると、そういうことなので何となく少し今まで町独自にやってきた医師の確保の問題から少し一歩進むのかなと、そういうふうに私は今感じました。今メガバンクが3人の常勤を出していると、これはいつまでも続くわけではないと私は思っておりますので、やっぱり町独自のそういう連携を持ちながら医師の派遣、これが必要だと思いますので、努力をしていくべきだと思っております。

それから、病院事務長の先ほどの答弁では、看護師を含めて職員の確保についても努力すると、そういう話をしていました。私今ちょっと決算書のほうを見たんですが、24年度の決算では医療のほうの就学資金貸し付け、これは活用されていなかったんですね、24年度は。そういう点で、ちょっと期待はずれなところもあったんですが、この見通しは今どういうふうになりますでしょうか。どなたかに貸し付け、病院の就学資金の貸し付けがことはされているのかどうか。そういうものを含めて、もう一度お願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 高台移転の関係でございますが、なかなか情報がないというお話ですが、ある意味担当課も私もそうなんですが、南方含めて説明会に何回となくおじゃましています。お出でになる方もいらっしゃるし、また用事でお出でにならないという方もいらっしゃるし、お出でにならない方はなかなか情報がないというお話になるんだらうというふ

うにと思いますが、いずれ我々も丁寧に情報提供してまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 繰越事業の関係でございますけれども、25年度ようやく半分過ぎたということで、残り半年ございます。当然、事業を遂行していく中で、もしかすると避けられない事項が発生することも確かに予想されますので、今の段階で絶対大丈夫かという質問に対しては、なかなかはっきり大丈夫だというふうには答えることができないわけですが、当面事故繰りで繰り越している事業は確実に終わるようにということで、強く担当課にも申し添えているところでございますので、その事業は確実に進行できるように集中して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） U P Z 関連地域の避難の関係でございますけれども、これは県に参入していただきまして、広域避難というふうな形の中で調整をしていただくように、現在協議を進めておるところでございます。なお、モニタリングポストとか放射能を観測するポイントの増加、それから県内の観測状況をリアルタイムに受信する情報の伝達系統が、専用のテレビ回線とか専用のファクスとか、こういった資機材が大分整ってきてございます。それらを住民の皆様には防災無線を介してご連絡申し上げて、迅速なる対応を図ってまいりたいというふうな構築をしておるところでございます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 医師及び医療スタッフの貸付金、奨学制度に関してですけれども、24年度については実績はゼロでしたけれども、25年度、24年度末に募集をかけて25年度の貸し付け、今医師が1名貸し付け始まっております。それから、レントゲン技士1名の貸し付けも始まっております。そういうふうにして、今後ある程度退職というか、スタッフの確保に向けて技術員まで含めまして、看護師も含めてですけれども、そういう貸し付けを行っていききたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 高台移転の問題、そして予算執行の状況、またさらには防災計画の中でいろいろ町民にとっては、本当に危機的な状況の中で明るい見通しがあるのかとそう思っておりますので、今総括で質問しているわけでありまして。

先ほど町長もおっしゃいましたように、大変仮設の中で不自由な生活をしている方たち、体も壊していますし精神的にも大変弱っていると。「ここで死ぬのかな」とか、そういう弱音

を吐いてるお年寄りもおります。ぜひ1日も早い復興、そして町民が安心して暮らせるまちづくり、これに努力してほしいなと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 総括的質問を行います。

先ほど町長から会計決算概要説明に基づいてご報告があったわけですが、本年度決算による一般会計は、歳入総額1,004億6,462万4,533円、歳出が976億8,000万円と。そういう中で、実質1億678万1,129円の黒字決算になったということはまことに喜ばしいことであろうかと思っておりますけれども、この未曾有の災害に当たって黒字になるということは、私からすればそのことはいいことなただけけれども、復興に当たっての支障がこれを使うことももう少しあれば、少々赤字になったってやむを得ないんでないかなというふうな考え方もあるかと思っておりますけれども。これは、復興には差し支えない一般会計の決算だというふうに認識すればいいのかなというふうに思うんですけれども、こういうふうに災害復興に影響がなかったのかどうか、これが1点と。

それから、産業振興についてちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

つまり産業振興によって雇用の創出が出てくるわけなんですけれども、先ほど基幹産業の水産業から農林業、そして商工観光までのご説明があったわけなんですけれども、その中から例えば林業におかれては「森林の整備と環境保全に取り組んだ」というお話でございましたけれども、この森林の整備はどこをどの程度、あるいは民有地に呼応した事業の振興策を実施されたのかというようなことをお尋ねしておきたいなと思えます。

それから、町長は常々観光立町ということでよく言われるわけなんですけれども、この観光面ではどういうところを充てて誘客に努められたか。それが、今後継続性をもたらすのかというような点を、お聞きしておきたいと思えます。

さらには、商工業の中でまず企業立地を活用されたのが8社と、あるいは支援補助金を受けたのが7社ということでございますけれども、こうした中小企業といいますか雇用の輪も創出しながら、あるいは復興等々に活躍されたというふうに理解するわけでございますけれども、一般質問でも申し上げましたけれども、今の商店街を将来どういう形で、今の仮設商店街から将来どういう考え方でまちづくりを考えていかれるか。

その辺を、まずもってこの2点。産業振興と創出ということで1点、それから予算の黒字の問題、この点を聞いておきたいなと思えます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実質収支額の件について、復興事業に影響はなかったのかということですが、影響はないというふうに思いますが、いずれ詳細については財政担当課長から答弁させます。

林業の関係で、事業がどこに入ったのかという場所のご質問でございますので、担当参事のほうからこれは答弁させたいと思います。

観光の分野でちょっとご質問でございますが、基本的にお入りになっている方々、被災地支援といいますか企業ボランティアの方々に大変お入りをいただいております、防災学習で当町にお入りをいただくというケースが多いようでございまして、基本的に平成24年度の当町の入り込み数、90万人まで回復しております。ピーク時で震災前110万人ですので、約83%くらいまで回復してきたということですので、今後ともこういったリピーターを含めて大勢の方々にお入りをいただければと、そういう仕掛け、切り口をしっかりとやっていかなきゃないと、なかなかこれが継続しないという問題もありますので、しっかりとした対応をしていきたいというふうに思っております。

それから商店街なんですけど、前にも一般質問等でお答えをさせていただきましたが、基本的には高台でご商売なさる方、それから下の商店街形成する場所で再開をする方と、二通りになるんだろうというふうに思います。そういった方々のどちらを選ぶのかということについても、前からお話ししていますように商工会のほうにいろいろな調査、アンケートをお願いしておりますので、それで大体方向性をつかめるだろうというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 決算が黒字だったという関係でございますけれども、必要事業は全てご承知のとおり予算化して、それを執行した結果として残額として残った部分ということでございますので、町長が答弁申し上げましたとおり事業は正確に執行しているというふうには考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 平成24年度事業における森林整備の箇所についてのお尋ねですが、24年度の保育事業ですね、造林・下刈り・除伐・間伐あたりの事業では、主に歌津の弘川地域、白山、樋の口、大沢、それから入大船沢あたりを中心に実施いたしております。それから、松くい虫等にかかわる部分につきましては、町内広く全域に実施しております。

それから、民有林への支援の政策という部分につきましては、松くい虫などによる影響の抑

制という部分については行っております。それ以外につきましては、森林組合を通じて補助事業などを活用した民間の方々の森林整備を支援しているというような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 予算の黒字については、町民の期待に沿うような執行をなしての黒字だということでございますので、これは本当によい事業の進め方での使い方をしながら黒字決算になるということは、まず運営からすればまことに喜ばしいことだなど、そんなふうに思いますけれども。進まない復興にもっと住民の人たち、被災民の人たちは「どうしてるんだ」ということが、「いつまで仮設に入れておくのや」、あるいは「仮設から出なければならぬ期限もあるんじゃないか」というような声が聞こえますので、そうしたことも今後やっぱり予算配分の中では単独支援というような形もつけ加えながら、やはり努力していく必要性があらうかなど、そんなふうに思いますので、よろしく検討していただきたいなというふうに思います。

それから、産業振興と雇用の創出ということで、ただいま各分野についてお聞きしたわけでございますけれども、これも例えば観光1つに絞れば83%近い観光客、つまり……。ちょっと今ど忘れしたな。いいですよ、震災前は110万人、そして震災後におけるのは90万人も来たということで、83%に復旧したということでございますから、これは順調に回復しているのかなというような思いでございますけれども、商店街の人たちからお伺いしますと商店街の声を聞きますと、商店街に来られる人たちが土日等々でありますけれども、これはやっぱりこのときがたつにつれて薄れていくような懸念の声もありましたから、そういうことのないようにやはりこのことも十分考える必要性があらうかなど。

それから、商工会の人たちもこれを非常に心配しておりますから、1日も早い高台移転等々にやっぱり永住できるような住宅兼商店舗、あるいは商店街形成、そういったものを考える必要性があらうかと、こういうふうに思いますので、一層の努力をしていただきたいなと。

それから、先ほど水産業のことを聞き漏らしたんですけれども、水産業の漁港水揚げ等は震災後どういう形になっているのかなということを質問するつもりしたんですけれども、もしこのことおわかりでしたら聞かせておいていただきたい。特に町の基幹産業ということで町長言っておりますので、そういう点からすればやはりこの志津川漁港にも水揚げの量が一段と多くなるような、例えばサンマなども揚がってもらえば非常に被災者に食べてもらいうい機会が生まれてくるんじゃないかなと思いますけれども、そういうようなことで漁港整備等々、あるいは水揚げの量、そういったようなものもやはり推進していく必要性があらうか



と思います。

さらには、シロサケの事業もやっておりますから、シロサケの水揚げ量とかもあわせてお聞かせいただければなど、そんなふうに思います。

それから、農林業についてでございますけれども、これはやはりいろいろさきの一般会計補正予算の中でも質問があったようでございますけれども、林業等々の整備とあわせて、あるいは林業の保全管理といった面からしても、地域資源をいかに生かすかということが林業の振興策につながる、あるいは雇用の場の創出とかにもつながっていくんじゃないかなというように思っておりますし、特にいろいろな面では環境整備、つまり二酸化炭素の吸収減になる、CO<sub>2</sub>削減にもなる、そういったようなことも言われておりますので、これをひとつ町有のものだけでなくして、民間にもこうした事業を入れてもらえるような、そういう仕組みづくりあるいは事業実施、そういうことができたならおこの水資源確保等々ができてくるんじゃないかなと。そうすると、水道水の水も本当においしいお水が皆さんに供給できるんじゃないかなというように思っております。

それから、もう1つ水に関連してですけれども、二、三日前にテレビで見えたら、水道給水率の給水整備、それが宮城県で惜しくも最下位。たしか2%、ほかが何十%いっているのに南三陸町はたったの2%だったという報道がなされましたけれども、水源地整備がまだなっていないので、あるいは高台移転に給排水することまでは取り組んでいないと思うんですけれども、水源地確保はされたんですけども、その辺の工事の取り組みあるいは進捗状況、これいかほどになっているかその辺をお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1番の水揚げでございますが、約5,900トン、平成24年ですね。13億5,000万円くらいでございますが、水揚げ数量では62%増と、対前年比ですね。ピーク時に比べれば6割くらいというところだと思いますが、水揚げ金額においては約3割増ということになってございますので、少しずつ復活しているのかなと。

ただ反面、アキサケが苦戦をしておりますが、昨年が1,323トンなんですけど310トン前年より減っております。ことしも、この間「さけます養殖協会」の理事会があったんですが、ことしの漁況というのもちょっと厳しいかなというふうなお話でございます。正確に「こういう原因だ」というのはなかなかわからないんですが、水温の関係も含めていろいろなお話をいただきましたけれども、ちょっと厳しいかなというふうなお話をいただいております。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 水道の給水率2%とかというふうな話はないと思います。給水整備率、現在仮設だということで、そういうふうな格好になっているんですね。それで、今年度から実質的な工事に入っていますし、水源に関しましてはこれから計画を立てまして、早ければ2年後くらいから実施的な工事に入るのかなど。保留解除を行って、計画を立てて保留解除をして工事を進めるということになりますと、どうしても数年かかりますので、そういうふうな格好で徐々に、徐々に進めていきたいというふうな格好で、今計画を立てております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君、簡潔に行ってください。

○12番（鈴木春光君） 十分簡潔にやっていると思うんですけれどもね。いずれに当たっての進捗、あるいは取り組み、ただいまお話しいただいたとおりでございまして、ぜひこれも頑張っていたきたいなど。

ただ、最後に水ですよ。水の水源地決定しておりながら、一向に進まない。つまり、給水源となる場所ですね。これは始まっていいんじゃないですか。そして高台移転が出たならば、道路が出たならば一気に引いていく、それが給水整備。つまり、現在は露出しているから、そのことをさっき言ったんだよ。現在の仮給水だから、露出しているんだけれども、本来の埋設してやった場合にはこうなんだということですから。ぜひその水源確保、なぜかというとならば命をつなぐ道の話はあるけれども、命をつなぐのも水なんですよ。あるいは、命をつないだおにぎり、震災のその晩はね。そういうことを頭に置きながら、ただいまの質問でるる一生懸命頑張っておりますけれども、なお一層奮起していただきたいなど、そんなことをお願いしながら質問を終わります。少し短くなったけれどもね。

○議長（後藤清喜君） ほかに。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） では私、二、三点お願いしたいと思います。

震災に遭いまして、いわゆる震災公園の早期整備ということで私も前からお話ししておりましたが、そういったものがまだ形づいておりません。それで、観光と結びつけてやはり観光施設の整備とともに、これらを早めに明確な概要といいますか、そういったものをお願いできればなと思います。特に、先ほど町長お話ししました110万人の交流人口があるといったこと、さらに今回私一般質問でもお話ししましたように、この三陸沿岸が国立公園になる、あるいはジオパークというんですかね、そういったことも構想としてあるようでございます。ぜひそういったことで、観光ということもこの南三陸町の復興にとって非常にプラスになると思いますので、ぜひこの辺のこともひとつお願いしたいと思います。

それから、もう1つは生産基盤といいますか、先ほど前同僚議員がおっしゃいましたが、農林業関係で被災農地の復旧と生産基盤ということは当局でいろいろ頑張ってもらってありますが、何しろ震災とともに被災施設あるいはそういった農機具をなくしましたが、そのほかにやる気もなくしたといったような状況で、農業の被災地復旧とともに農業基盤をつくるのはやっぱり担い手の育成と高次元化といいますか、これからTPPをどうしても受け入れるといった中でいわゆる聖域ももう守れないような状況になっているような話なので、ぜひ地元の地域のこの町の一次産業の生き残りをかけて、そういった生産基盤のほかに担い手の育成といったものの強化ということも、今後必要ではないかと思えます。

また、林業のほうは木材利用、これは何度もお話ししました。町独自の支援ということで、高台移転の建築には利用していただきまして、それによって補助金が得られるといった仕組みづくりもできました。しかし、そのほかにやっぱりこの震災に遭いまして、例えば帰還する町民の皆さんもこの地に移り住んでも仕事がなければ、つまりなりわいがなければなかなか進みようもないと思えます。やはりこの地に企業誘致ということは、もちろん必要だと思います。また、さらにこの林業関係では、循環型エネルギーの創出といいますか、本町は80%の林野率ですから、そういった資源を利用してそして雇用促進、雇用をつくるといったようないわゆる再生可能エネルギーを活用した取り組みといったことも、今後必要ではないかと思えます。

それから、あと病院のほうですが、病院の収益が9億5,000万円ですが、費用が12億2,000万円、結果として2億6,984万円の損失という結果のようでございます。もちろん、米山病院にお世話になっているといったことが原因でしょうけれども、今進捗しております新しい病院をつくるのをできるだけ早くして、町民の皆さんも通院する、あるいはそういったことで大変苦勞もしておりますので、頑張っておの辺もひとつ進捗を早めていただければと思います。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 第1点目の観光の部分のご質問でございますが、今ご指摘ございましたように来年の予定ですが、国立公園に編入になる予定でございます。そうしますと、また違う方々にお入りをいただく、いわゆるたくさんの方々にお入りいただける環境は整ってくるのかなど。ただ、あとは問題は町として地域としてどういうふうなおもてなしができるのかということですが、公園等の問題につきましては基本的にかさ上げ等の問題がございますので、それは一定程度時間が必要になるということはひとつご理解をいただきたいというふう

に思います。

それから農業の関係でございますが、確かに一生懸命やっている若手の方々もいらっしゃいます。ただ、それをもっと広げた形の中でというお話でございますが、ある意味担い手がないとどうしても農業の衰退、地域の衰退につながってまいりますので、そういった担い手の方々の育成というのが大変重要だろうというふうに思いますが、具体的にいうとなかなか正直申し上げてアイデアが浮かばないというのはもちろんあります。実際に必要だということは認識をしておりますが、その辺も含めて我々としても取り組んでいきたいというふうに思います。

林業の関係で、就業者といいますかバイオマス関係の話は前々から何回もお話になってございますが、そういった関係も含めて循環型のエネルギー社会というものについては町としての復興計画の基本の中にも入ってございますので、そういう取り組みを続けてまいりたいというふうに思います。

それから、最後に病院の件について1日も早くということでございますので、我々も一生懸命、地域医療がしっかりしないとなかなかお帰りになる方々も不安だと思いますので、その辺も一生懸命我々として取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 1点だけちょっと質問させてください。

広い分野にわたりますけれども、24年度の決算概要ということで総括的な質問、初めてなんでちょっとうまくいかかわかんないんですけども、とりあえず今回の予算執行に当たっては23年度の震災直後、行政の体制の立ち上げのための年度であったし、あと被災地の現状の把握とかいろいろな部分があって、24年度には新しいまちづくり、あと行政の体制、あと被災者住民の生活支援とか、そういった形で動いたのが24年度なのかなと思います。

そういった中で、24年度からやっぱり人口の流出による高齢化が進みました。その高齢化に進んでいる、人口が減っているということを知って、行政で24年度の予算の中にこういった形のことを取り組んだのか。それともそれは取り組めなくて、各分野での事業の再建のほうを重視したのか。町長の予算執行1,000億円、これに関しての使い道、こういった方向にこの人口流出とかその辺の対策に使ったのか、使った部分があるのか。その辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おっしゃるとおり平成24年、23年はああいう状況でしたので、平成24年

につきましては復興元年という形の中で、とにかく1日も早い復旧からそして復興へという形の中で事業展開をさせていただきました。人口流出といたしますか、高齢者の方々のケアでどういう分野ということですが、特に被災者生活支援センターも含めて、保健福祉課担当もそうなんです、心のケアとかそういう分野については大分意を用いました。そうでないと、なかなか震災のそういったものがケアできないということでしたので、そういう分野で我々としては一生懸命取り組んできた、そういう思いはございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） やっぱり住民の求めているものは何かといたら、今回の予算の説明の中にも、執行の予算の説明の中にも、やっぱり今町長のお話しした町民の心のケアとかあと安心できる生活の場の確保とか、その辺があると思うんですけども、常々言われているスピード感に関しては町の体制をつくるためにどうしても難しいと。そういった中でも、やっぱり人口が減ることを防ぐとか、早く安心した場を求めるとか、こういった住民の考えて当然のことだと思いますし、そういった中でも町の復興、行政の体制づくり、そういったことも含めながらこういったこともしていかなきゃいけないのかなというふうな感じに思います。

そして、今回の平時の10倍を超える1,000億円のお金が使われている中で、この住民の流出に関しての予算ということの使われ方は今の町長の話ですとなかなかその辺は難しかったのかなというふうな感じがします。こういった24年度の決算、予算執行に当たっての反省面を、できれば25年度にその検証としてあらわしていただきたい。そして今高台移転、高齢者が多くこれからなっていくのかなというような形の方に今進んでいますが、高台移転の災害公営住宅に関しては24年度から町民は例えば公営住宅にソーラーパネルを置くとか、あと災害公営住宅のアパートの下には商店を置くとか、何かそういった発想を向けているのですが、24年度のこういった高齢化とか人口流出を考えた上で、そういった新たな分野に25年度は24年度の反省をして、そういった方向に向かうことも行政の仕事なのかなと。それが修正だったりスピードアップだったり、この人口が減っている部分とかそういった部分を解消、あと高齢者の救済、その辺につながると思うのですが。

公営住宅に関しても新たな町としての取り組み、何かあれば教えてください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 人口流出ということに関してお話しさせていただきますと、まず1,000億円という規模でした。そこの中である意味大きく使っているのは生産基盤、それから産業基盤、それから高台移転含めてそういった分野に大きく費用を使っています。これも、

ある意味人口流出に何とか歯どめかけようという、それを急がなければ人口流出が進むという、そういうふうな事業展開をしてきたわけでございます。

あと、そういったケアの部分については非常に多岐にわたりますので、この分野、この分野というのを特定してというわけには、なかなかご説明するのが難しい部分がございます。そこはひとつご理解をいただきたいなというふうに思いますが、いずれご指摘の部分についてはそのとおりだというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 行政の町再建には、いろいろな分野で力を発揮していかないと、もとの町はできないと思います。そういった面からも、固定した観念だけじゃなくてやっぱり新しい発想のもとで、24年度の反省を踏まえて25年度は新たな予算も執行されますので、それを有効にかつ住民のためになるような予算の執行を、24年を反省して25年に生かしてほしいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） これをもって総括的質疑を終わります。

お諮りいたします。平成24年度の決算審査特別委員会を設置するまで、時間を延長したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。本11案については議長を除く全員で構成する平成24年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本11案については議長を除く全員で構成する平成24年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

暫時休憩をいたします。ここで、委員会条例第9条の規定により平成24年度決算審査特別委員会を開催しますので、議員の皆様は議員控え室へお集まりいただきます。再開を4時とします。

午後3時48分 休憩

---

午後4時00分 開議

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

ただいま開催されました平成24年度決算審査特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について議長へ報告がありました。

委員長に及川 均君、副委員長に鈴木春光君が選任されましたので、報告いたします。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、平成24年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開き、本日の議事を継続することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、平成24年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時01分 延会